

シンガポール共和国憲法と多文化主義

——マレーシア連邦憲法の継受と否定——

江
口
隆
裕

1 はじめに

移民受入政策のあり方は、移入民に対し自国の言語、文化、価値観などに従うことを求める同化主義 (assimilationism) と、民族の多様性を認め、多様な言語、文化、価値観などの並存を許容する多文化主義 (multi-culturalism) に大別することができる。筆者は、同化主義の代表例としてフランスを、多文化主義の代表例としてシンガポールを取り上げ、両者の比較研究を行っている。このうちフランスにおける移民政策の展開に関しては別稿で順次発表している⁽¹⁾ので、本稿では、シンガポールにおける多文化主義がどのように形成され、シンガポール共和国憲法 (Constitution of the Republic of Singapore) でどのように位置づけられているのかを検討する。その際、一九六三年にマレーシア連邦の一員となり、わずか二年後にそこから分離・独立せざるを得なかったというシンガポールの歴史が多文化主義の形成に大きな影響を及ぼしたと考えられることから、マレーシア連邦及びマレーシア連邦憲法 (Federal Constitution of Malaysia) との関係論じた上で、シンガポール共和国憲法の特徴を明らかにしたい。両者の関係を一言で表せば、シンガポール共和国憲法は、マレーシア連邦憲法の多くを継受したものの、ブミプトラ (bumiputras) (サンクリット語で「土地の子」を意味する⁽²⁾)。政策に代表されるマレー人優遇政策は否定し、機会の平等 (equal opportunity) と能力主義 (meritocracy) へと止揚させた。それが、マレーシアからの分離・独立の主因であり、シンガポールの多文化主義の原点でもある。

ちなみに、多文化主義と同義で多民族主義 (multi-racialism) という表現が用いられることがある⁽³⁾。しかし、後述するマレーシア連邦憲法におけるマレー人の定義にみられるように、民族 (race) という概念自体が文化的、社会的要因によって規定されるものであることから、本稿では、多文化主義という表現を用いることにした⁽⁴⁾。

また、シンガポールを多文化主義の代表例として取り上げたのは、同国は、人口こそ少ないものの（日本一億二、七〇万人、シンガポール約五五四万人（二〇一五年））、一人当たりGDPでは日本を大きく上回っており（日本三二六、二二二ドル、シンガポール五六、二八七ドル（二〇一四年米ドルベース）^⑤）、しかも、フランスと同様に、その発展は外国人労働者に負うところが少なくないと考えられるからである。

2 シンガポールの概要

(1) 人口の概況

シンガポールの人口は、二〇一五年現在五五四万人で、その内訳は次のとおりとなっている。^⑥

・ 永住者 (residents) : 三九〇万人

うち国民 (citizens) : 三三八万人、永住許可者 (permanent residents) : 五三万人

・ 非永住者 (non-residents) : 一六三万人

さらに非永住者の内訳は、建設労働者のようにシンガポール人では確保が困難な仕事を中心とする労働許可証 (work permit pass) 所持者四五%、小売りや製造業、医療関連従事者、ケアワーカーなど様々な分野で働く中級レベルの技能労働者に与えられるSパス (S pass) 保持者一%^⑦、管理職、幹部、専門職などに与えられる雇用パス (employment pass) 保持者一%、家事労働者 (domestic workers) 一三%、シンガポール国民・永住許可者・各種労働パス所持者の扶養家族一六%、学生四%となっている。

ここで特徴的なのは、五五万人の人口には、その三割に当たる一六三万人の非永住者が含まれており、しかもその八割は労働を目的とした非永住者だということである。このことから、シンガポールでは、外国人を重要な労働力として政策的に位置づけていることがうかがえる。二〇一四年のシンガポールの合計特殊出生率は一・二五と日本の一・四二をかなり下回っており、シンガポールでは日本以上に少子化が進んでいること⁽⁸⁾がその背景にある。

さらに特徴的なのは、人口統計において国民の民族比率が示されていることである。具体的には、二〇一五年六月現在の民族別比率は次のとおりであり、シンガポール国民は、中国人、マレー人、インド人その他の民族で構成されていることになる。ここでいう「その他」とは、主にユーラシアン (Eurasian) と呼ばれる、ヨーロッパ人とアジア人の混血の子孫を意味する。⁽¹⁰⁾

- ・ 中国人 (Chinese) … 七六・二%
- ・ マレー人 (Malay) … 一五・〇%
- ・ インド人 (Indian) … 七・四%
- ・ その他 … 一・四%

(2) シンガポールの沿革

このように、シンガポールは多様な民族で構成されおり、多民族 (multi-racial)、多文化 (multi-cultural) な社会となっているが、これは主にその沿革による。そこで、シンガポールという多民族国家が形成された過程を、民族問題を中心に据えて、簡単に振り返っておこう。⁽¹¹⁾

(ア) シンガポールの発見と発展

(a) シンガポールの発見と発展

一八一九年、イギリス東インド会社のラッフルズ (Raffles¹²) は、中国との交易に最適の寄港地を発見し、ジョホール王国のスルタンから島の一部を買い受けた。それがシンガポール島であり、当時は一五〇人ほどのマレー人や中国人が住んでいただけの未開の地であった。

一八二四年にはイギリス東インド会社がシンガポール島全体を買い取り、ペナン、マラッカとともにイギリスの海峡植民地 (Straits Settlements)¹³ とし、海峡植民地以外のマレー半島は、マレー連合州として植民地化した。一八五八年、イギリス東インド会社が廃止され、シンガポールを含めた海峡植民地は一八六七年にイギリス本国の植民地省の直接統治下に置かれた。

やがてシンガポールは自由貿易港として飛躍的に発展し、その人口は、一八二四年には一万人を超え、一九〇一年には二三万人になった。同時に、このイギリス植民地時代に中国系移民が多数流入し、人口の大半を占めるようになっていった。ラッフルズは、イギリス流の分割統治にならない、アジアからの移民に対しては民族別に居住地を指定する住み分け政策をとった。

(b) 日本軍による占領とイギリス統治の復活

一九四二年二月、日本軍がイギリス軍を破ってマラヤ及びシンガポールを占領した。日本軍は、憲兵隊による恐怖統治を行い、五、〇〇〇万ドルの献金を住民に強制しただけでなく、敵性華僑を発見するためとして中国系住民の「検証」を行い、反日分子と判断した数千人から数万人を処刑した¹⁴。他方、マレー人とインド人に対しては、それぞれの母国の独立を支援することを約束して反英・反華僑へ向かわせようとした¹⁵。このように過酷な日本の占領統治を経験

する中で、シンガポールの住民の中に、自分の国は自分たちで統治しなければならぬというナショナリズムと反植民地意識が生まれたとされる。また、日本軍に教育・訓練を受けたマレー人は、マレー人としての共同体意識を自覚し、その自信を深めることになる。⁽¹⁶⁾

一九四五年八月に日本軍が降伏し、イギリスの統治が復活する。イギリスは、海峡植民地を解消し、マレー半島全体を一括して統治しようとしたが、中国系住民に国籍を与えるとマレー人の支配が弱まることを理由にマレー人が強く反対した。そこで、一九四六年、イギリスは、シンガポールを除いたマレー半島をマラヤ連合 (Malayan Union) とし、中国人の多いシンガポールは単独でイギリスの直轄植民地 (Crown Colony) にした。⁽¹⁷⁾

(c) 自治権の獲得と人民行動党の躍進

一九五七年八月、マラヤ連合は、マラヤ連邦 (Federation of Malaya) として独立を果たす。しかし、この頃までには資本主義対社会主義・共産主義という東西の対立構造が生まれてきたため、イギリスは、外交・防衛上重要な地理的価値を有するシンガポールの完全な独立を望まず、その代わり部分的な自治権を与えることにした。

イギリスは、一九四八年にシンガポールに立法評議会を設けていたが、一九五五年にはこれを立法議会に改組して一部の議員を選挙で選出することを認めた。さらに一九五八年八月には、シンガポール州の設置を認める法律がイギリス議会を通過し、シンガポールは国防と外交を除く自治権を獲得してシンガポール自治州となった。

この間、シンガポールの政党としては、保守系のシンガポール進歩党 (Singapore Progressive Party: SPP)・左派系の労働戦線 (Labour Front)・急進左派の人民行動党 (People's Action Party: PAP) などが誕生した。一九五五年の選挙では、反植民地主義を掲げる労働戦線が選出議席二五議席中一〇議席を占め、マーシャル (David Marshall)⁽¹⁸⁾ が初代

の首相となった。マーシャルは完全な独立を求めてイギリスと交渉したが、イギリスは労働戦線政府が共産主義者による暴動を鎮圧できなかったことなどを理由にこれを認めなかったため、マーシャルは辞任する。その後を継いで首相となったリム (Lim Yew Hock)⁽¹⁹⁾ は、シンガポールの共産主義者や左翼を徹底的に弾圧し、それによってイギリス政府の信頼をかち得て完全な自治権の獲得に成功する。

一九五九年五月、完全な自治権獲得後初の立法議会議員選挙が行われたが、リムが行った左派弾圧に対する中国系住民の反発は根強く、労働戦線は議席をすべて失った。これに対し、イギリス政府の傀儡だとして労働戦線を批判した人民行動党 (PAP) が五一議席中四三議席と地滑り的大勝を占め、リー・クワンユー (Lee Kuan Yew)⁽²⁰⁾ が首相となった。リーら人民行動党の指導層は、天然資源のない狭隘な国土でシンガポールを繁栄させ、人々に仕事を与えるためには、マラヤ連邦との合併が必要と考え、合併を求める運動を展開した。

(イ) マレーシアとの合併と分離・独立

(a) マレーシアとの合併

だが、マラヤ連邦与党の統一マレー人国民組織 (United Malays National Organisation: UMNO) は、シンガポールとの合併に否定的であった。というのも、親共産主義的な人民行動政府を信頼していなかっただけでなく、中国系住民が多数を占めるシンガポールと合併することによって、その政治基盤であるマレー人の政治的優位性が覆されることを危惧したのである。

一九六一年、親共産主義者が人民行動党を離脱して結成した社会主義戦線 (Barisan Sosialis) が、シンガポール立法議会の補欠選挙において相次いで勝利を収めた。人民行動党は、その敗北の原因は、シンガポールの経済的、社会的状況の悪化にあり、マラヤと合併しなければそれは解決できないと主張した。シンガポールが共産主義に乗っ取られ

る危機に直面するに及んで、マラヤ連邦の首相ラーマン (Tunku Abdul Rahman)²¹⁾ は合併を決断する。これを受け、一九六三年九月、マラヤ、シンガポール並びにボルネオ島北部のサバ (Sabah) 及びサラワク (Sarawak) が合併してマレーシア連邦 (Federation of Malaysia) (以下「マレーシア」ということがある。) が建国された。ラーマンは、シンガポールの中国系住民が増加しても、ボルネオのマレー人が加わることによって民族間のバランスを保てると考えたのである。²²⁾

ちなみに、一九六三年に制定されたマレーシア連邦憲法は、一九五七年八月のマラヤ憲法を基に、国の名称をマレーシアに改め、シンガポール、サバ及びサラワクを新たな州として追加したものであった。このため、マレーシア連邦の建国については、法的には、新たな国家の建設ではなく、マラヤ連邦に新たな州を加え、国名を変更しただけだとする見解もある。²³⁾

(b) マレー人優遇政策とマレーシアからの分離・独立

合併から二年後の一九六五年、シンガポールは、シンガポール共和国 (Republic of Singapore) としてマレーシア連邦から分離・独立することになる。その主な理由は、プミプトラ政策に代表されるマレー人優遇政策をシンガポールの中国系住民が容認できなかつたことにある。

独立までの経緯を簡単に振り返ると、合併後、人民行動党は、マレー人優遇策の是正を求めて一九六四年の連邦議会総選挙にシンガポール以外の選挙区からも候補者を擁立し、連邦政府に対する影響力の確保を狙った。結果は一議席獲得という惨敗に終わったものの、それ以上に、シンガポール以外のマレー半島からも候補者を出すという人民行動党の選挙活動は、マレー人の支配に中国人が挑戦するものだとして与党の統一マレー人国民組織 (UMNO) の強

い反発を招き、マレー人との対立を招く結果になった。特に、リー・クワンユーは、マレー人のマレーシア (Malay Malaisia) ではなく、マレーシア人のマレーシア (Malaysian Malaysia) 〆 (マレーシア人とは、中国系を含めたすべてのマレーシア人を意味する。) 〆 というキャンペーンを展開したため、マレー人の強い反発を買った。⁽²⁴⁾

このような民族間の対立は、暴力による民族の衝突にまで発展する。一九六四年七月、モハメッドの誕生を祝うため行進していたマレー系住民と中国系住民が衝突し、二三人が死亡、数百人が負傷するという民族暴動が起きた。さらに、民族間の対立は、クアラルンプールかシンガポールかという経済面での覇権争いにも波及し、最終的に、ラーマン首相は、両者の融和は不可能と判断する。

一九六五年八月九日朝、マレーシア連邦議会は、賛成一二六、反対〇でシンガポールを連邦から除外する連邦憲法修正案を可決し、その数時間後に、シンガポール議会がシンガポール共和国の独立を議決した。これを国民に伝えるテレビ演説で、リー・クワンユーは、「私にとって、今は苦難のときである。これまでの私の人生で、私は二つの領土の合併と統一を信じてきた……それをやめなければならぬ」と涙ながらに述べ、シンガポールの独立を宣言した。リー・クワンユーをもってしても、歴史的に形成されてきたマレー人の国マラヤ 〆 という国民意識を変えることはできなかつたのである。⁽²⁵⁾

3 マレーシア連邦憲法とブミプトラ政策

(1) ブミプトラ政策の沿革

ここで、シンガポールがマレーシアから分離・独立する主な原因となったマレーシアのブミプトラ政策について概観しておく。⁽²⁶⁾

一九五七年にイギリスから独立した当時、マラヤ連邦には植民地用の労働力として移入してきた多くの移民がいた。その中でも中国系の移民は都市部に居住し、商業で地位を築いていた。他方、マレー半島の先住民であるマレー人の多くは、地方で稲作などの農業に従事し、所得が低く、教育水準も低い状態に置かれていた。

これは、イギリスの植民地政策に起因する。というのも、イギリスは植民地に多くの移民を伴うのを常としており、そのため、イギリスの植民地には外国人が多数流入し、多宗教・多民族国家が形成された。その中でも、ブリティッシュ・ワーカーと呼ばれた中国人とインド人は、植民地への移住を強いられる見返りとして、現地人とのビジネスチャンスが与えられた。他方、移民の増加とともに現地人はマイノリティとなり、雇用や教育面で差別され続けた。

そういった状況は、マレーシアだけでなく、シンガポールやスリランカ、フィジー、南アフリカなどでもみられたとされる。そして、同じくイギリスの植民地だったカナダ、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリアでは、戦後、アフアーマティヴ・アクションという形で現地人の平等を確保するための政策が講じられていくことになる。

マラヤ連合では、一九四九年、複数民族間の政治的協同の場として、民族間の諸問題を協議する民族間連絡委員会 (Communities Liaison Committee: CLC)⁽²⁷⁾ が設立された。その後、マラヤ連邦としてイギリスから独立する際もこの組

織が活用され、マレー人と非マレー人との経済的格差を解消し、マラヤ連邦の統合を強固なものとするため、マレー人に経済的支援を行うこと、その代わり中国系などの非マレー人に政治的平等を与えることが合意された。

(2) 憲法上の位置づけ

(ア) マレーシア連邦憲法

ブミプトラ政策については、マレーシア連邦憲法(参考一)第一五三条で定めている。これによると、マレー半島の先住民であるマレー人及びボルネオ島のサバ州及びサラワク州の出身者(彼らを総称して「ブミプトラ」という)の特別な地位を保護するため、並びに、公務員の職及び奨学金その他の教育上若しくは職業訓練上の特権又は特別な便宜、さらに、貿易やビジネス上の取引に必要な許可又は免許についてブミプトラのために合理的と考える比率を確保するため、元首は、必要な方法でその任務を遂行しなければならない、とされている。このブミプトラの特別な地位を保護し、「ブミプトラのために合理的と考える比率」を維持するための政策がブミプトラ政策であり、その内容は、当初は、割当制(quota)を中心とするアフアーマティヴ・アクションであった。

その後、一九七一年の新経済政策(New Economic Policy: NEP)によって、不動産の取得や資本市場でのシェアの確保、ブミプトラ・ビジネスに対する補助などが行われることになり、連邦憲法第一五三条の定め以上にその範囲及び内容が拡大された。

連邦憲法第一五三条は、当初一五年間の時限立法として提案されたが、最終的に恒久化された。しかし、このようにブミプトラに特別な地位を認めることの当否については、連邦憲法作成段階から議論があり、現在に至るまで議論が続いている。また、第一五三条第一項では、「他の共同体の正当な利益を保護すること」も元首の責任と定めている

が、これについてより具体的な内容を規定した立法は見当たらない。

なお、制定当時の第一五三条は、「マレー人の特別な地位を保護するため」となっていたが、シンガポールが分離・独立した後の一九七〇年に「ボルネオ州出身者」が追加され、一九七六年の改正で「マレー人及びサバ州・サワラク州出身者」に改められている。⁽²⁹⁾

(イ) 平等原則との関係

マレーシア連邦憲法は、他の近代国家の憲法と同様、「何人も、法の前に平等であり、法の平等な保護を受ける権利を有する」として、平等原則を定めている（第八條第一項）。しかし同時に、「この憲法によって明示的に認められている場合」を除くという留保をつけ（第八條第二項）、ブミプトラ政策を平等原則の例外として許容した。

他方、連邦憲法第一三六條は、連邦公務員の公平な処遇を規定している。第一五三条は公務員の採用についてブミプトラのための割当制を定めているが、採用後は、第一三六條によって、民族にかかわらず公平な処遇をしなければならぬことになる。

なお、連邦憲法第八條第二項は、ブミプトラ政策に関する留保条項を設けただけでなく、差別が禁止される事由及び禁止の対象となる行為等を具体的に列挙したという意義も有している。

(ウ) 「マレー人」の定義

ところで、ブミプトラ政策の対象となる「マレー人」の定義は、連邦憲法第一六〇條第二項で定められている。それによると、マレー人とは、イスラム教を信仰するという宗教上の要件と、日常的にマレー語を話し、マレーの慣習に従うという文化的・社会的要件を満たし、かつ、①「メルデカの日」（マラヤ連邦独立の日である一九五七年八月三一日）より前にマラヤ連邦又はシンガポールで生まれたか（生地主義）、②父母のいずれか一人がメルデカの日より前

にマラヤ連邦又はシンガポールで生まれたか（血統主義）、③メルデカの日（マラヤ連邦又はシンガポールに居住していた者（居住地主義）と定義されている。

この定義をみると、イスラム教という宗教上の要件とマレー語及びマレーの慣習という文化的・社会的要件を基本とし、それに加えて、基準日たるメルデカの日より前のマレーでの出生①と、基準日におけるマレーでの居住③をもつて「マレー人」の定義としている。②の血統主義は、父母のいずれか一人がメルデカの日より前にマレーで生まれたことを要件としているので、生地主義の亜流と捉えることができる。

注目すべきなのは、いずれの定義も、「マレー人」という民族概念をそのまま用いていないということである。その理由は、マレー人という「民族（race）」を厳密に画定できないからであろう。つまり、マレー人を医学的、生物学的に定義することはできないため、イスラム教という宗教要件及びマレー語・マレーの慣習という文化的・社会的要件によって画定するしかないのである。したがって、宗教的、文化的、社会的要件を満たせば、外貌がマレー人からかけ離れている者であっても、マレー人になれることになる。

その上で、④これらの者の子も「マレー人」としている（連邦憲法第一六〇条第二項（b））が、これは、マレー人の定義が、メルデカの日を基準日として、生地主義から血統主義に切り替えられたことを意味する。つまり、マレーシアという国家が成立した日を境に、マレー人の定義が血統主義に統一されたのである。

なお、平等原則を定めたマレーシア連邦憲法第八条や連邦公務員の平等取扱いを定めた同第一三六条では、「民族」の定義を具体的に示すことなく、「民族」による差別を禁止している。

(参考一) マレーシア連邦憲法(抄)

(平等)

第八条 (一) 何人も、法の前に平等であつて、法の平等な保護を受ける権利を有する。

(2) この憲法によって明示的に認められる場合を除き、宗教、民族、家系、出生地若しくは性別のみを理由として、いかなる法においても、公権力の下のかかる公職若しくは雇用への任用においても、又は、財産の取得、保持若しくは処分又は貿易、ビジネス、職業、若しくは雇用の創設若しくは継続に関するいかなる法の執行においても、国民を差別してはならない。

(中略)

(連邦公務員の公平な処遇)

第一三六条 同等な地位にある連邦公務員は、民族が何であれ、その雇用の期間及び条件に従い、公平に処遇されなければならない。

(中略)

(マレー人及びサバ州・サワラク州出身者のためのサービス、許可などに関する割当制の確保)

第一五三条 (一) 本条の規定に従い、マレー人及びサバ州・サワラク州出身者の特別な地位並びに他の共同体の正当な利益を保護することは、元首の責任である。

(2) この憲法の他の定めにかかわらず、元首は、第四〇条及び本条の規定に従い、マレー人及びサバ州・サワラク州出身者の特別な地位を保護するため、並びに、公務員の職(州の行政以外のもの)及び連邦政府によって与えられ又は認められる奨学金その他同様の教育上又は職業訓練上の特権又は特別な便宜について、マレー人及びサバ州・サワラク州出身者のため

に合理的と考える比率を確保するため、この憲法及び連邦法に従い、必要な方法でその任務を遂行しなければならない。連邦法によって、貿易又はビジネス上の取引に許可又は免許が求められるときは、その法律の規定及び本条に従い、その許可又は免許の比率についても、同様とする。

(3) 元首は、第二項の規定に従い、マレー人及びサバ州・サワラク州出身者に対する公務員の職及び奨学金その他同様の教育上又は職業訓練上の特権又は特別な便宜の確保を実現するため、その目的に必要な一般的な指示を、第X編が適用される委員会又は奨学金その他同様の教育上若しくは職業訓練上の特権若しくは特別な便宜の決定の責任を担う当局に対して出すことができる。これらの委員会及び当局は、その指示に適切に従うものとする。

(中略)

(9) 本条のいかなる規定も、マレー人及びサバ州・サワラク州出身者のための割当制確保の目的のためにビジネス又は貿易を制限する権限を議会に与えるものではない。

(10) すべての統治者の州の憲法は、本条の規定に対応する条項を（必要な修正を施した上で）設けるものとする。

(中略)

第一六〇条 (1) (略)

(2) この憲法において、文脈上他の意味が求められない限り、次の表現は、それぞれ次に定める意味をもつ。

(中略)

マレー人とは、イスラム教を信仰し、日常的にマレー語を話し、マレー人の慣習に従い、かつ、(a) 又は (b) に該当する者をいう。

(a) メルデカの日（マラヤ連邦が独立した日である一九五七年八月三十一日）の前に、マラヤ連邦若しくはシンガポールで

生まれ、若しくは、どちらか一人がマラヤ連邦若しくはシンガポールで生まれた両親から生まれ、又は、メルデカの日
 ラヤ連邦若しくはシンガポールに居住する者

(b) これらの者の子

(3) ブミプトラ政策の内容

(ア) 新経済政策 (NEP) によるブミプトラ政策の強化

マレーシア連邦憲法で割当制を定めたにもかかわらず、マレー人全般の生活はさほど改善されなかった。他方、シンガポールの分離・独立後、マレーシアでも、中国系やインド系の住民を中心に、マレー人優先政策に反対し、民族間の平等を求める運動が展開されるようになっていた。それにもかかわらず、一九六七年にはマレー語の公用語化が決まるなどマレー人優遇政策が押し進められ、マレー人と非マレー人との緊張は高まって行った。そのような状況の下、一九六九年五月一三日、連邦下院議員選挙で中国系の野党が躍進したことを祝って中国系住民が行進をしていたところ、かねてから中国系住民に不満を持つマレー系住民がこれを襲撃するという民族暴動が起き、中国系住民を中心に一九六九年の死者が出た(五月一三日事件)。事件後、政府は、非常事態を宣言して議会を停止し、暫定内閣を組織した。この事件が契機となって、翌年九月にラーマン首相は退陣する⁽³²⁾。その後を継いだラザク首相 (Abdull Razak Hussein)⁽³³⁾ は、一九七一年に期間を二〇年間とする新経済政策 (New Economic Policy: NEP) を策定し、ブミプトラ政策を強力に推進することにした⁽³⁴⁾。

(イ) ブミプトラ政策の内容

(a) 基本的考え方

この新経済政策では、社会・経済改革によって貧困を解消し、国民統合を実現するため、貧困層の多いブミプトラが雇用され、経済活動に参加でき、様々な経済分野でオーナーシップを獲得できるようにアフアーマティヴ・アクシオンを強化することにした。具体的には、当時、マレーシアの経済的オーナーシップにおいてブミプトラの占める割合は二・四%しかなかったが、これを三〇%まで引き上げることなどを目標に掲げた。

この政策は、経済成長を前提に、非ブミプトラのシェアを減らすことなくブミプトラのシェアを拡大できるという「拡大するパイ理論 (expanding pie theory)」の考え方³⁵⁾によっている。三〇%という数値目標と連邦憲法第一五三条で定めるブミプトラのための「合理的と考える比率」との関係は明らかでないが、三〇%という数値については、政府部内で意見がまとまらず、最終的にラーマン首相が決めたとされている。ちなみに、一九八〇年当時のマレーシア国民の民族別割合は、ブミプトラ約六割、中国系約三割、インド系約一割となっていたことから³⁶⁾、結果的には、ブミプトラの民族別構成割合の約半分が目標値とされたことになる。

(b) 内容

マレーシア連邦憲法第一五三条では、政府職員の採用、国立教育機関への入学、公的奨学金の受給、ビジネスの許可・免許に関するアフアーマティヴ・アクションを定めているが、それら以外に新経済政策で採られたブミプトラ優遇策の内容は、次の通りである。

- ・株式をクアラルンプール証券取引所に上場する場合には、そのうちの三〇%をブミプトラに割り当てること
- ・新築家屋の一定割合はブミプトラに売却すること

- ・ブミプトラに対する家などの不動産売却価格を七%割り引くこと
- ・ブミプトラの互助ファンドを政府が運用し、収益率を保証すること
- ・ブミプトラ所有企業だけが政府調達プロジェクトに入札できること
- ・ブミプトラに車の輸入許可を優先的に与えること

(ウ) 新経済モデル (NEM) におけるブミプトラ政策の修正

新経済政策の期間満了を受けて二〇〇九年に策定されたマレーシアの新経済モデル (New Economic Model: NEM) では、二〇二〇年を目標年にした経済政策を定めている。具体的には、高所得、包括性及び持続可能性の三つの政策目標を掲げ、高所得としては、二〇二〇年までに一人当たり所得を一万五千〜二万米ドルにすること、包括性としては、「すべてのマレーシア人のための利益」を生み出すために、「ブミプトラの特別な地位と他の集団の正当な利益とのバランス」をとるための効果的な方法を設計することを掲げた。また、ブミプトラ政策として行われたアフアーマティヴ・アクションに関しては、民族間の経済格差を縮小させたものの、過度な割当制が市場の非効率性やゆがみ、非生産性、さらには贈賄や腐敗を生んだとして、マーケット・フレンドリーもしくはマーケット・ベースなアフアーマティヴ・アクションが必要だとしている³⁷⁾。このように、新経済モデル (NEM) では、市場原理を阻害しないようにブミプトラ政策のあり方を見直す方向を打ち出しているものの、ブミプトラ政策自体の廃止には言及していない。

4 シンガポール共和国憲法における多文化主義

(1) 多文化主義の意義と類型

シンガポールの憲法学者であるジャクリン・ネオ (Jaclyn Ling-Chien Neo)⁽³⁸⁾ は、複数の民族が一つの国で暮らす場合の政策類型を次の三つに分類した上で、シンガポールはモザイク・モデルであり、これは統合主義 (integrationist) に立っているとす。そして、統合主義と同化主義の違いについて、前者は、民族的隔たりは完全には取り払えないという認識を前提に、平等取扱い及び法の共通なルールが支配する領域を作り、維持する一方、民族や宗教を制度や政策の組み立てにおいて考慮し、多元的共生を認めるのに対し、後者は、民族性を不適切なものとして無視しようとし、多元的共生を認めないとする。⁽³⁹⁾

・同化主義モデル (assimilationist model) = 「 $\text{ㄹ}\text{ㄱ}\text{ㄷ}\text{ㅌ}$ 」 (melting pot)
 ・分離主義モデル (separationist model) = サラダボール (salad bowl) (文化的相違が分離して存在する。)
 ・モザイク・モデル (mosaic model) = 前記二つのモデルの中間にあり、異なった民族がそれぞれのカラー及び活力を維持しながら、調和のとれた全体の一部を構成する。

また、シンガポールの政治学者であるビルヴィア・シン (Bilveer Singh)⁽⁴⁰⁾ は、シンガポールの多文化主義をサラダボール・モデルにたとえつつ、シンガポールでは、民族や宗教は、それぞれが別個でありながら平等であり、政府は、多文化主義を推し進めることによって、民族や宗教にかかわらず強い忠誠心で結びついた国家を目指そうとしていると述べている。⁽⁴¹⁾

シンの主張も、シンガポールが国家としての統合を目指している点で、単なる分離主義モデルとは異なっており、ネオのいうモザイク・モデルに近いものがある。そこで、このようなモザイク・モデルとされる多文化主義がシンガポール共和国憲法においてどのように位置づけられているのかを、憲法を継受したマレーシア及び同化主義のフランスと適宜比較しながら概観する。

(2) シンガポール共和国憲法制定過程の特殊性

(a) 変則的な憲法制定過程

シンガポール共和国憲法（以下本章において「憲法」ということがある。）における多文化主義の位置づけを検討する前に、その制定過程の特殊性を理解しておく必要がある。というのも、シンガポールは、その意に反してマレーシアから分離・独立せざるをえなかったため、一九六五年八月九日の独立の日までに自ら憲法を制定する準備ができなかった。そこで、一九六三年にマレーシア連邦と合併した際のシンガポール州憲法（Constitution of the State of Singapore）をシンガポール共和国の憲法として用いることにした。しかし、それには基本的人権に関する定めがなかったことなどから、一九六五年一二月にシンガポール共和国独立法（Republic of Singapore Independence Act）（以下「独立法」という。）を制定し、同年八月九日に遡って適用することにしたのである。

翌一九六六年一月、独立法の内容を前提に、民族、言語及び宗教上のマイノリティの権利保護を憲法上どのように位置づけるべきかを検討するため、憲法委員会（Constitutional Commission）が設置された。同委員会は、同年八月に憲法委員会報告書を出しており、これは、憲法制定時の考え方を知らず参考となる公文書である。

その後、憲法は毎年のように改正され、一九八〇年に独立法や旧シンガポール州憲法が一つの成文憲法典に統合され、現在のシンガポール共和国憲法（参考三）となった。⁽⁴³⁾

(b) マレーシア連邦憲法の継受と否定

独立法は、マレーシア連邦憲法及びマレーシアで実施されている諸法令を独立後のシンガポール共和国にふさわしいように内容を修正して適用することを主な目的とした法律である。その内容としては、マレーシア連邦からの統治権及び司法権の移行（独立法第三条）、執行権の執行（同法第四条）、立法権の移行（同法第五条）などの権力移行条項を設けると同時に、マレーシア連邦憲法のどの条文を、どのように修正して継承するかについて定めており（同法第六条）、これによって、マレーシア連邦憲法の継受と否定に関する基本的な内容が決定された。

具体的には、基本的人権に関する条文についてみると、個人の自由（シンガポール共和国憲法第九条）、奴隷及び強制労働の禁止（同第一〇条）、刑事法の不遡及及び重複裁判からの保護（同第一条）、平等な保護（同第二二条）、追放の禁止及び移動の自由（同第二三条）、言論、集会及び結社の自由（同第一四條）、宗教の自由（同第一五條）、教育に関する権利（同第一六條）については、必要な修正を加えつつ、マレーシア連邦憲法の条文を継受するとしている（独立法第六条第一項）。

他方、連邦や州に関するマレーシア連邦特有の規定のほか、ブミプトラ政策の根拠となったマレーシア連邦憲法第一五三条についても、独立後はその効力を停止することにした（独立法第六条第三項）。また、個人の権利のうち、適切な保障がなければ個人の財産は収容されないとする財産権保護規定（マレーシア連邦憲法第一三條）についても継受を否定したが、その理由は、狭い国土に増え続ける人口を抱えるシンガポールでは、土地を公共のために使用する

必要性が高いからとされた。⁽⁴⁴⁾

また、独立法では、マレー語、中国語、タミル語及び英語をシンガポールの公用語 (Official Languages) とし、マレー語を国語 (national language) とすることも定めている (同法第七条)。シンガポールの多言語主義は、この時点で選択されていたことになる。

(3) 多文化主義の中核をなす多言語主義

(ア) 四つの公用語と国語としてのマレー語

言語は、文化そのものである。したがって、ある国で、複数の言語の使用を公的に認めるかどうかは、その国が多文化主義かどうかを判断する上で重要な要素となる。

同文化主義の国フランスにあつては、特定の言語 (フランス語) がその国の言語とされ (フランス第五共和国憲法第二条第一項)、したがって、その国民となるためには、フランス語を話すことが要件とされる (フランス民法典第二一—二四条)⁽⁴⁵⁾。これに対し、シンガポールでは、独立法のときからマレー語、中国語、タミル語及び英語の四つの言語を公用語として認め、さらに、マレー語を国語と定めている (憲法第二五三A条)。このように、シンガポールの多文化主義は、まず複数の言語を公的に承認した多言語主義によって裏付けられる。

ちなみに、マレー人の国マレーシアでは、国語はマレー語とされ、議会など公的な目的のために英語の使用も認められているものの (マレーシア連邦憲法第一五二条)、中国語などのマイノリティの言語は公的な言語として認められていない。

なお、シンガポールでは、実際には、英語が共通語として日常的に用いられているが、これは、一九六六年に二言

語政策 (bilingualism) が導入されたからであり、それ以降、学生は第一言語としての英語と母語 (mother tongue) を学ぶことになった。⁽⁴⁶⁾

また、中国系住民が多数を占めるにもかかわらず、シンガポールの国語がマレー語とされているのは、それがシンガポールの現地人の言語だからであり、それによって、他の言語の使用が禁じられることにはならないからだとされている。⁽⁴⁷⁾ 多くの生徒は、学校の朝礼でマレー語の国歌を歌うものの、授業ではマレー語を習わないというのが実態であり、「国語」に精通していることがシンガポール人であることの要件とされている訳ではない。⁽⁴⁸⁾

(イ) 国籍取得要件における多言語主義

多言語主義は、シンガポールの国籍取得要件にも反映されている。シンガポール共和国憲法は、シンガポール国籍の取得については血統主義を基本としているが、登録及び帰化の場合には居住地主義をとっており、その場合の言語要件としては多言語主義を採用している。

すなわち、シンガポールの国籍は、出生 (birth)、家系 (descent)、登録 (registration) 又は帰化 (naturalisation) によって取得できる (憲法第一二〇条)。このうち出生としては、シンガポールで生まれ、かつ、父母のいずれかがシンガポール国民であればシンガポール国民となる (憲法第一二一条)。また、家系としては、シンガポール以外で生まれ、かつ、父母のいずれかがシンガポール国民であって、シンガポールでの居住要件 (二年間又は五年間) を満たしていれば、シンガポール国民となる (憲法第一二二条)。これらは、いずれも血統主義を基本としている。

これに対し、登録では、申請者が品行方正 (good character) で、原則として申請直前の二二年の間に通算して一〇年以上シンガポールに居住し、かつ、シンガポールに永住するつもりであることに加え、マレー語、英語、中国語及びタミル語のいずれか一つについて基礎的な知識 (elementary knowledge) を有すれば、シンガポール国籍を取得で

きるとされている（憲法第一二三条第一項）。

帰化の場合にも、申請者が品行方正であり、申請直前の二二年の間に通算して一〇年以上シンガポールに居住していることが要件とされているが、この場合には、言語要件として国語（マレー語）について適切な知識（adequate knowledge）を有していることが要件とされている（憲法第一二七条）。

帰化についてだけマレー語のみが要件とされている理由は不明だが、帰化と登録で要件に大きな違いはなく、むしろ登録の方が居住要件が柔軟となっていること（憲法第一二三条第一項（c））、他方、帰化の許可は政府のより広い裁量に委ねられていると考えられること（憲法第一二七条第一項本文）から、登録の方が利用しやすい制度になっているようである。

ちなみに、登録及び帰化の場合には、申請者が「権利放棄及び献身と忠誠の誓い」（参考二）を行うことが要件とされている（憲法第一二六条第一項及び第一二七条第四項）のに対し、血統主義に基づく国籍取得の場合にはこのような宣誓要件は課されていない。加えて、登録及び帰化の場合にのみ公共の安全を害する犯罪的活動を理由とする国籍のはく奪（憲法第一二九条）が可能なことから推察すると、登録及び帰化という居住地主義に基づく国籍取得の場合には、国家と国籍取得者の間で国籍取得契約が締結されると観念できるのではなからうか。

（参考二）権利放棄及び献身と忠誠の誓い（憲法附則第二条）

「私〇〇は、いかなる外国又は外国人のためにも、私が有することになる権利、権力及び特権を行使せず、かつ、外国の統治者又は国家に対するあらゆる忠誠を絶対的かつ完全に放棄すること、並びに、私〇〇は、シンガポール共和国に対し忠実であり、偽りのない献身をし、かつ、法律を遵守し、真の忠実で誠実なシンガポール国民になることを厳かに誓います。」

(ウ) 国会議員の資格と多言語主義

シンガポール共和国憲法は、国会議員の資格についても多言語主義を採用している。すなわち、国会議員の資格として、シンガポール国民であること、二一歳以上であることなどのほかに、英語、マレー語、中国語及びタミル語のうち少なくとも一つについて、議会での活動を十分に行える程度の能力を有することを求めている（憲法第四四条第二項（e））。

また、議会における討論と審議は、マレー語、英語、中国語又はタミル語で行われなければならないとして（憲法第五三条）、国会での活動に関しても多言語主義をとっている。

(4) 集団代表選挙区—マイノリティ民族の国政参加—

(ア) 制度の趣旨

シンガポール共和国憲法は、中国人以外の民族、すなわちマレー人、インド人その他の民族をマイノリティと位置付けた上で、マイノリティ民族の代表が国会議員となり、マイノリティの意見を国政に反映できるようにするための特別な制度を設けている。それが集団代表選挙区（GRC: Group Representation Constituencies）である。

これは、一九八八年に導入されたものであり、国会議員を国民の選挙で選ぶという民主制の原則を維持しつつ、マイノリティの代表が国会議員になれるようにするためのものである（憲法第三九A条）。マイノリティ民族のための国会議員割当制と捉えることができる。

この制度の導入によって、マイノリティ政策が非差別原則から制度的保護策へと舵を切ったことになり、政府が、民族的な差異を無視する同化主義を否定し、統合主義政策へと踏み出したことを意味するとする見解もある。⁴⁹⁾

(イ) 制度の仕組み

大統領は、選挙区の選挙人の人数を勘案した上で、三人以上六人以下の人数の候補者グループによって選挙が行われる選挙区を集団代表選挙区として宣言する（憲法第三九 A 条第一項）。集団代表選挙区に宣言された選挙区では、各政党は、三人から六人の範囲で指定された人数の候補者グループを作って選挙に臨むことになるが、そのうち少なくとも一人はマレー人コミュニティ又はインド人その他のマイノリティ・コミュニティに属する者でなければならぬ（憲法第三九 A 条第二項）。大統領が指定する候補者グループの人数は、一九八八年当時は三人とされていたが、一九九一年に四人に引き上げられ、一九九七年から現行の三人以上六人以内になった。

この結果、シンガポールにおける国会議員の選挙区は、国会議員を三人から六人の範囲で選出する集団代表選挙区（GRC）と、国会議員を一人だけ選出する単独選挙区（SRC: Single Representation Constituencies）に分けられることになる。

また、集団代表選挙区については、そこから選ばれる議員の総数が総選挙で選ばれる議員総数の四分の一以上でなければならぬ（国会選挙法第八 A 条第二項）という下限とともに、集団代表選挙区でない選挙区が少なくとも八つなければならぬ（国会選挙法第八 A 条第一 A 項）という上限も設けられている。

大統領は、宣言に際し、どの選挙区を集団代表選挙区にするかだけでなく、その選挙区における候補者グループの人数及びマレー人コミュニティ又はインド人その他のマイノリティ・コミュニティのどちらに属する者をその選挙区の候補者に入れるべきかを決定する（国会選挙法第八 A 条第一項（b））。

集団代表選挙区では、有権者は、候補者個人ではなく、候補者グループに対して投票することになる。その結果、与野党いずれがその選挙区で勝利しても、集団代表選挙区選出議員の中の一人はマイノリティ・コミュニティ出身者

となる。

しかし、このような仕組みでは、集団代表選挙区の選挙人は、グループの中の誰かを選ぶのではなく、グループ全体を選ぶしかないので、単独選挙区の選挙人と比べて一票の内容に差が生じ、平等原則に反するのではないかという問題がある。このため、憲法は、集団代表選挙区のために作成された法律は、「第十二条（平等な保護）に反する」という理由で無効にされることはなく、第七八条（マイノリティの権利のための大統領諮問委員会による法案のチェック）の下で差別的手段とみなされることもない」（憲法第三九A条第三項）というみなし合憲条項を置いた。⁵¹

（ウ）マイノリティの定義

憲法は、集団代表選挙区制度の鍵となるマイノリティについて、その定義規定を置いている（憲法第三九A条第四項）。それによると、「マレー人コミュニティに属する者」とは、「マレー民族（Malay race）かどうかにかかわらず、マレー人コミュニティのメンバーだと自ら認識し、かつ、マレー人コミュニティによってそのメンバーとして一般に受け入れられている者」を、また、「インド人又はその他のマイノリティ・コミュニティに属する者」とは、「インド出身の者（Person of Indian origin）」で、インド人コミュニティのメンバーだと自ら認識し、かつ、インド人コミュニティによってそのメンバーとして一般的に受け入れられている者、又は、マレー人若しくはインド人コミュニティ以外のマイノリティ・コミュニティに属する者」をいうと定義されている。

この定義では、インド人だけ出身（Origin）を要件としているが、それ以外は出身や宗教を要件とせず、そのコミュニティに属するという自己認識と、コミュニティによるその者の受入れのみを要件としている。ただし、マレー人の場合はほぼ一〇〇%イスラム教徒であり、したがって、イスラム教徒以外の者がマレー人コミュニティの候補者となることは、ほぼあり得ない。⁵²

(表) 集団代表選挙区の実施状況⁽⁵⁴⁾

総選挙の年	SRC の数	GRC の数(グループの人数)	左のうち無投票選挙区	マイノリティ代表の人数	GRC の議席数/総選出議員数	無投票議席数
1988 年	42	13(3 人)	2	13 人	39/81	11
1991 年	21	15(4 人)	10	15 人	60/81	41
1997 年	9	15(最大 6 人)	9	15 人	74/83	47
2001 年	9	14(最大 6 人)	9	14 人	75/84	55
2006 年	9	14(最大 6 人)	7	14 人	75/84	37
2011 年	12	15(最大 6 人)	1	15 人	75/87	5

(注) SRC は単独選挙区、GRC は集団代表選挙区を意味する。

このため、憲法は、その候補者がそれぞれのマイノリティ・コミュニティに属するかどうかを決定する委員会を置くとして定めている(憲法第三九 A 条第二項(b))。この委員会は、それぞれのコミュニティに属する者の中から、マイノリティの権利のための大統領諮問委員会の指名に基づき大統領によって任命された委員長及び四人の委員によって構成される(国会選挙法第二七 C 条)。

さらに、国会選挙法では、マレー人コミュニティに属する者が候補者となる選挙区の数、集団代表選挙区の総数の五分の三以上でなければならぬと定め(同法第八 A 条第三項)、マレー人の代表がマイノリティ民族代表の五分の三以上の人数となるようにしている。

(エ) 実施状況及び問題点

制度の実施状況は(表)の通りであり、総選挙の度に集団代表選挙区の数及び集団代表選挙区選出議員の数が増加しており、二〇一一年の総選挙ではその議員の割合は八六%になっている。

集団代表選挙区制度に対しては、候補者グループの人材確保が難しいので、野党に不利ではないかという批判があった。実際、一九八八年と二〇一一年以外は、無投票の集団代表選挙区の数が半数以上になっており、これらの選挙区ではすべて人民行動党が勝利している。他方、集団代表選挙

区制度の導入によって、野党もマイノリティを視野に入れた政治活動をするようになり、また、一つの選挙区で勝利すると三人〜六人の議員が一举に当選するという「どんでん返し」が可能になるというメリットもある。実際、二〇一一年の総選挙では、ある選挙区で労働党が勝利を収め、五つの議席を獲得した例がある。⁽⁵³⁾

このように、集団代表選挙区制度は、集団代表選挙区の数及び各選挙区におけるグループの人数を何人にするかが選挙結果に大きな影響を及ぼすことになる。ちなみに、二〇一五年の総選挙では、一六の集団代表選挙区と一三の単独選挙区が設けられた。

(5) 非選挙区議員及び指名議員

(4) の集団代表選挙区及び単独選挙区で選出された議員を選挙選出議員 (Elected Members) というが、シンガポール共和国憲法は、このほかに、少数派たる野党又は各界各層の意見を国会に反映させるため、非選挙区議員及び指名議員の制度を設けている。これらは、多文化主義に基づくものではないが、多様な意見の国会への反映という点で共通するものがあるので、併せて紹介する。

(ア) 非選挙区議員

非選挙区議員 (Non-Constituency Members) とは、選挙で落選した野党の候補者を国会議員にする制度である。建国以来、人民行動党 (PAP) が与党として圧倒的多数を占め続けているシンガポールにあって、人民行動党自身が国会における討論の必要性を認識し、一九八四年に制度化した。このような「裏口入学 (backdoor entry)」⁽⁵⁴⁾ に対し、当初、野党は侮辱であるとして反対したが、国会に議席を持つことのメリットを考え、最終的に容認したとされる。⁽⁵⁵⁾

具体的には、政府を構成しない少数派の政党 (野党) の落選者の中から、得票率の高い順に、国会が非選挙区議員

を決定する。非選挙区議員の総数は九人を限度とするが、当選した野党議員がいる場合には、九人からその数を控除した数を上限とする（憲法第三十九条第一項（b）、国会選挙法第五二条第一項及び第二項）。ただし、非選挙区議員になるためには、その得票率が一五%でなければならない（国会選挙法第五二条第三A項）。

（イ）指名議員

指名議員（Nominated Members）とは、芸術、文化、ビジネス、学問など様々な分野で国家に功績のあった者を国会議員にする制度であり、一九九一年に導入された。これは、多様な才能や専門性を有する者を国会議員にし、政党の立場にこだわらない自由な意見の表明によって国会の討論を活性化させることを狙いとしている⁶⁶。

具体的には、国会に設置される特別選考委員会が、公益に尽くした者、共和国に榮譽をもたらした者、芸術、文学、文化、科学、ビジネス、産業、職業、地域福祉又は労働運動の分野で著名な者の中から候補者名簿を作成する。候補者名簿の作成に際しては、特別選考委員会は、候補者として考慮されるべき者の名前について国民から意見を求めるものとされている。その上で、特別選考委員会は、自主的かつ党派を超えた立場から幅広い視点に立つて候補者を評価し、候補者名簿の中から九人を超えない者を指名議員として推薦する。これを受け、大統領が、推薦された者を指名議員に指名するのである（憲法第三十九条第一項（c）、附則第四条）。

（ウ）非選挙区議員及び指名議員の権限の制限

非選挙区議員及び指名議員は、選挙で選ばれていないという性格上、次の議案については投票できないとされている（憲法第三十九条第二項）。

・憲法改正案

・歳出法案、追加的歳出法案又は最終的歳出法案

- ・ 租税財政法案
- ・ 政府の不信任案
- ・ 大統領の解任

(エ) 国会議員の構成

集団代表選挙区並びに非選挙区議員及び指名議員という制度は、多文化社会の下での人民行動党の単一支配というシンガポールの政治的特性を踏まえ、平等な選挙に基づく民主制という考え方を一部修正するものである。これらの制度の結果、二〇一六年現在のシンガポールにおける国会議員の構成は、次のようになっている。

- ・ 国会議員総数：一〇一人（うち人民行動党八〇人）
- ・ 選挙選出議員（単独選挙区選出議員又は集団代表選挙区選出議員）：八九人
- ・ 非選挙選出議員：一二人
- ・ 非選挙区議員：三人
- ・ 指名議員：九人

(6) マイノリティの権利のための大統領諮問委員会

これまでは、マイノリティ民族等の代表を国政に参加させるための制度をみてきたが、それとは別に、憲法は、「マイノリティの権利のための大統領諮問委員会 (Presidential Council for Minority Rights)」に関する定めを置いている（憲法第七章）。これは、マイノリティ民族に対する差別的な立法を防止するための事前チェック機関として、大統領諮問委員会という形式の特別の委員会を設けるものであり、一九七三年の憲法改正で導入された。

(ア) 大統領の権限

この委員会の意義を検討する前提として、シンガポール共和国憲法における大統領の位置付け及び権限を理解しておく必要がある。

シンガポールが独立する際に、独立法では、大統領 (President) を元首と定め (同法第二条)、元首の権限を担わせることにした (同法第六条)。しかし、当時の大統領は国会の議決で選出され、その職務は儀礼的なものであり、実際の権力は、首相が握っていた。

その後、シンガポールは、リー・クワンユー首相の統率の下に国家として発展して行くが、一九八四年にリー・クワンユー自身が大統領の公選制を発案し、一九九一年にそのための憲法改正が行われた。その狙いは、大統領を公選制にするとともに、その権限を大幅に強化し、政府による財政の浪費や汚職などによって国家が破綻しないように予防的に監視することにあつた。⁵⁷⁾

現行憲法の下では、大統領は元首とされ、国民の選挙で選ばれる (憲法第一七条)。大統領の資格としては、四五歳以上の国民であること、政党に属さないことなどのほか、大臣、国会議長、資本金一億ドル以上の会社の社長その他大統領の職務を担うのにふさわしい社会的な経験と能力を有することが要件とされており (憲法第一九条第二項 (g))、これが最も特色のある点である。

大統領の任期は六年とされ (憲法第二〇条第一項)、その権限は、首相の任命 (憲法第二五条第一項) のほか、その他の大臣の任命 (憲法第二五条第一項)、最高裁長官・裁判官、検事総長、軍や警察の長官など多くの主要な公職の任命 (憲法第二二条)、政府系機関や政府系企業の役員の任命・予算の承認 (憲法第二二A条〜第二二C条) など広範にわたっている。また、立法府との関係では、国会の解散請求に対する拒否権 (憲法第二一条第二項 (b)) のほか、国

会によって議決された法案は、大統領の同意がなければ法律として施行できない（憲法第五八条）という強い権限を有している。これらの権限は、内閣の助言に基づき行うのが基本だが（憲法第二二条第一項）、首相の任命や国会の解散請求に対する拒否権などは、大統領自らの判断で行うことができる（憲法第二二条第二項）。

このように強大な権限を有する大統領に対し、首相は単独で、国会議員は選挙選出議員の四分の一以上の多数で、大統領の憲法違反や職権乱用など一定の事由に該当することを理由として大統領の解任動議を提出でき、最終的には、選挙で選出された議員の四分の三以上の賛成によって、大統領を解任できる（憲法第二二条）。

以上のように、シンガポール憲法の下では、大統領が政府と国会の活動を予防的に監視するという役割を有しており、法律の制定に関しては、大統領は同意権という強い権限を有している。マイノリティの権利のための大統領諮問委員会は、大統領のこのように強力な権限を背景にした制度なのである。

(イ) マイノリティのための大統領諮問委員会

(a) 役割

マイノリティのための大統領諮問委員会（以下「委員会」という。）は、一院制のシンガポール国会にあって、民族的、宗教的マイノリティの利益を保護するための第二院的な役割を果たすものとされている⁽⁸⁸⁾。具体的には、国会が作成する法案及び下位立法に差別的手段となる条項が含まれているかどうか、含まれている場合には、それが施行されたときどの条項が差別的手段となるかを議論し、差別的手段となる条項がある場合には法案に反対する報告を国会に対して行うことにある（憲法第七八条第二項及び第八〇条第二項）。委員会の目的は、マイノリティの権利全般を保護することではなく、多民族社会であるシンガポールにあって、政府の立法がマジオリティたる中国人至上主義に陥らないように最小限のチェックを行い、民族的、宗教的調和を保つことにあるとされている（憲法第一五二条第一項

参照⁽⁵⁹⁾。

このような委員会構想は、一九六六年の憲法委員会報告ですでに指摘されていた⁽⁶⁰⁾。一九七四年には、マイノリティの権利の大統領諮問委員会 (Presidential Council of Minority Rights) という似た名称の委員会が設置されたが、一九九一年の大統領の公選制導入と同時に現在の委員会に改められた⁽⁶¹⁾。

(b) 「差別的手段」の意味

ここで重要なのが、「差別的手段」という概念である。憲法第六八条にその解釈規定があり、それによると、差別的手段とは、「ある民族的又は宗教的コミュニティの人々に対し不利益となり、又は、それが実際に適用されることによつて不利益となりそうなあらゆる手段であつて、かつ、他の同じようなコミュニティの人々と平等に不利益になるのではないことをいい、それらのコミュニティの人々に損害を与えることによる直接的なものであるか、又は、他のコミュニティの人々に利益を与えることによる間接的なものであるかを問わない」とされている。

この解釈規定に関する留意点を挙げると、第一に、ここでは、多民族国家であるというシンガポールの特性を前提に、「ある民族的又は宗教的コミュニティの人々」に対する不利益のみを対象としているので、それ以外の事由に基づく差別的手段、例えば性別による差別的手段は対象外となる。なお、一九七三年に改組される以前の委員会では、差別に関する事項に限定せず、基本的自由に違反する事項も対象とされていた⁽⁶²⁾。

第二に、憲法は、第一二条で「宗教、民族、家系又は出身地のみを理由」とする「差別 (discrimination)」を禁止しているのに対し、(1) では「差別的手段 (differentiating measure)」となるかどうかを問題にしている。その理由は明らかでないが、discrimination は一般的に否定的で望ましくない状態を意味するのに対し、differentiation は積極的に

望ましい状態も含むからではないかとの指摘がある。⁽⁶³⁾

第三に、差別的手段の捉え方として、民族的、宗教的コミュニティ間の比較が基本となっている。すなわち、ここでは、マイノリティとしての民族的、宗教的コミュニティが、メジャーな民族的、宗教的コミュニティ（中国人コミュニティ）に比べて不利益を受けているかどうかが問題となる。

第四に、差別的手段という概念自体は、かなり広く捉えられている。というのも、ある法令の条項自体が差別的手段となるかどうかだけではなく、「それが実際に適用されることによつて不利益となりそうなあらゆる手段」も対象となることが法律上明記されているからである。したがつて、法の運用によつて不利益を受ける蓋然性がある場合も射程に含まれることになる。さらに、あるコミュニティの人々に対する直接的損害だけでなく、他のコミュニティの人々に利益を与えることによる間接的損害も含まれることが明記されている。

(c) 委員会の委員構成、議事等

委員会は、委員長と二〇人以下の委員によつて構成され、そのうちの二〇人までは、終身の常任委員にできる（憲法第六九条第一項）。委員長及び委員は、大統領がその判断に基づき、内閣の助言に同意する場合に、指名される（憲法第六九条第二項）。これは、大統領の判断で内閣の助言に同意しない場合があり得ることを含意しており、通常の内閣の助言に基づく場合よりも、大統領の判断が尊重される仕組みとなっている。⁽⁶⁴⁾

なお、さまざまな民族の代表を委員にするという考え方はとられなかった。その理由は、第一に、それによつて委員会が民族中心主義、セクト主義になることを恐れたからであり、第二に、委員会は中立的な立場から真摯な意見を提出し、国会がそれを踏まえて政治的に決定するという国会と委員会の役割分担を明確にするためであった。⁽⁶⁵⁾

委員会の審議は非公開とされ、委員会には証人尋問等の権限を持たない（憲法第八四条）。大臣又は国会の事務局長は、委員会の議事に参加できる（憲法第八七条）。

他方、委員会の委員長及び委員の給与等は大統領が決定し（憲法第九〇条）、委員会は自ら職員を任用できる（憲法第九一条）など、委員会には一定の独立性が保障されている。

(d) 法案のチェック

委員会の一般的な任務は、国会又は政府から付託された法案について、差別的手段となる条項があるかどうか等を議論し、国会に報告することである（憲法七六条第一項）。そのため、法案の最終読会後で、かつ、大統領に提示する前に、国会議長は法案の写しを委員会に送付しなければならない（憲法第七八条第一項）。

委員会は、法案が送付されてから三〇日以内に、差別的手段となる条項がふくまれるかどうか、含まれる場合にはどの条項が差別的手段となるかを議長に報告しなければならず（憲法第七八条第二項）、その期間内に報告をしなかった場合には、その法案には差別的手段となる条項はなかったものとみなされる（憲法第七八条第五項）。

委員会が、法案の特定の条項が差別的手段とする報告（これを「反対報告」という。（憲法第六八条））をした場合には、国会が必要な修正を行った上で、委員会が修正後の法案には差別的手段となる条項は含まれないという報告をしない限り、その法案を大統領に提示することはできない（憲法第七八条第三項、第六項）。

ただし、これには、二つの例外がある。一つは、差別的手段となる条項が含まれているまま大統領に法案を提示する動議が国会議員の総数の三分の二以上の多数で可決された場合であり（憲法第七八条第六項（c））、他の一つは、憲法上、そもそも委員会手続が免除されている法案である（憲法第七八条第七項）。

後者の法案としては、(i) 租税財政法案(国の歳入、歳出等に関する内容のみからなる法案であり、その詳細は、憲法第六八条で定義されている。)、(ii) 国防、公共の安全等に関することが証明された法案、及び(iii) 公共の利益にとつて緊急性のあることが証明された法案である。ただし、このうちの(iii)については、大統領の同意を得た後に、委員会のチェック手続が行われる(憲法第七九条)。

(e) 下位立法のチェック

委員会は、法律よりも下位の立法についてもチェックを行う。具体的には、すべての下位立法は、公布の日から四日以内に委員会に送付される(憲法第八〇条第一項)。委員会は、送付の日から三〇日以内に、その下位立法に差別的手段となる条項が含まれるかどうか、含まれる場合にはどの条項が差別的手段となるかを記した報告を議長及び担当大臣に対して行う(憲法第八〇条第二項)。

反対報告が行われた場合には、その条項を廃止・修正するか、又は、国会がその条項のままでもいいことを確認する決議をしない限り、担当大臣は、その条項を廃止しなければならない(憲法第八〇条第四項)。

法案と違うのは、委員会手続が免除される例外的場合がないこと、他方、差別的手段のままでもいいとする国会の確認決議は、出席議員の過半数という通常の議決(憲法第五七条)でよいことである。

(f) 委員会の特別な任務

委員会の一般的な任務は、付託があつた法案をチェックすることだが、それとは別に、委員会の特別な任務として、付託がなくても、法案又は下位立法が差別的手段に該当するかどうかを検討し、該当すると委員会が考える場合には、

その法案又は下位立法に対する注意を喚起することができる（憲法第七七条）。ただし、この場合には、あくまでも注意喚起にとどまり、委員会の判断にそれ以上の強制力は与えられていない。

(g) 問題点

この制度に対しては、次のような問題点が指摘されている。第一に、委員会手続が免除される法案があるだけでなく、国会議員の三分の二以上の議決で反対意見を拒否できるので、実質的に強制力がないのと同じである。第二に、実際には、内閣自身も同じような観点から法案のチェックを行っているので、委員会によるチェックは空洞化してしまいがちであり、委員会は、実際のチェックよりも、マイノリティの利益保護を担保するための存在でしかなくなっている。第三に、手続きは非公開で、議事録も公表されず、年に一度、報告書が公表されるだけなので（憲法第八九条）、より透明で説明責任を果たせるような制度にすべきである。⁽⁶⁶⁾

また、一般の人々は委員会に対する調査を申し立てることができず、他方、委員会がマイノリティの権利侵害一般について調査権を持たないのも問題であると指摘されている。⁽⁶⁷⁾

(7) マイノリティへの特別な配慮

(ア) マイノリティへの特別な配慮規定と平等原則

(a) 憲法第一五二条と第一二一条

これまでは、マイノリティとしての少数民族保護のための制度についてみてきたが、シンガポール共和国憲法はさらに、マレー人などの民族的、宗教的マイノリティに対し特別な配慮を行うことを定めている。すなわち、憲法第一

五二条第一項で「シンガポールにおける民族的、宗教的マイノリティの利益に配慮するのは、常に政府の責任である」と定めて、民族的、宗教的マイノリティ全体に対する政府の責任を定めただけでなく、同条第二項では「政府は、シンガポールの土着の人々であるマレー人の特別な地位を認めるような方法でその職務を果たすものとし、したがって、彼らの政治的、教育的、宗教的、経済的、社会的及び文化的利益並びにマレー語を守り、保護し、支え、育成し、増進するのは、政府の責任である」と定め、マレー人に対して政府が特別な責任を負うとしている。

他方、シンガポール共和国憲法は、「何人も、法の前に平等であり、法の平等な保護を受ける権利を有する」と定め（憲法第二二条第一項）、さらに同条第二項では、「この憲法で明示的に認められた場合を除き、宗教、民族、家系又は出身地のみを理由として、いかなる法律においても……法の適用においても、シンガポール国民に対する差別があつてはならない」と定めている。第一項が法の前の平等の一般原則を定め、第二項では、民族や宗教、家系、出身地のみを理由とする差別の禁止をより具体的に定めていることからして、後者が、マレーシアのプミプトラ政策のような特定の民族優遇策政策を否定するためのものであることは明らかであろう。

(b) 両者の関係

では、憲法第二二条と第一五二条との関係をどう考えるべきだろうか。文言上、憲法第二二条第一項は、個人に対する法の平等適用を定めているのに対し、同条第二項は、宗教、民族、家系又は出身地という個人が帰属する集団の特性のみを理由とする法律の内容及びその適用における差別等を禁止している。他方、第一五二条も、集団としてのマイノリティに着目した規定なので、これは、第二二条第二項と第一五二条との関係をどう理解すべきかという問題になる。そうだとすると、憲法第二二条第二項は「この憲法で明示的に認められた場合」を除外していることから、

文言上は、両者の間に齟齬は生じないことになる。それでも、第一二条で差別を禁止しておきながら、第一五二条で民族的、宗教的マイノリティの利益に配慮する政府の責任を定めていることをどう考えるのかという疑問は残る。

この点について、ネオは、次のように述べている。⁽⁸⁸⁾ すなわち、第一二条はマイノリティ保護の第一原則としての形式的な平等を定めているのに対し、第一五二条は第二原則としての実質的な平等の推進について定めている。憲法は、すべての個人に等しい権利を保障することがマイノリティの利益を保護することになるという立場をとっており、したがって、第一五二条は、マイノリティに集団的権利を保障したものではない。一五二条は、この憲法の枠組みとしては、将来の政府もシンガポールにおける人種的、宗教的マイノリティの利益を尊重し続けることを保障すると宣言している政治的なものであって、法的権利ではない。これは、マジョリティとマイノリティの利害の賢明なバランスという政治的マネジメント・アプローチの方法なのである。

(イ) 宗教の自由とイスラム教の特別な地位

(a) イスラム教に関する特別条項とその適用

シンガポール共和国憲法は、「何人も、その宗教を信仰し、実践し、かつ、それを普及させる権利を有する」(憲法第一五二条第一項)と定めて、何らの留保をつけることなく宗教の自由を保障しており、宗教が社会生活に介入しない世俗主義 (secularism) の立場をとったとされている。⁽⁸⁹⁾ しかし同時に、「立法府は、法律で、イスラム教の宗教的行事を規律する規定及びイスラム教に関する事項の大統領諮問委員会を設置する規定を設けるものとする」(憲法第一五三条)と定めている。宗教団体の自治権一般については憲法第一五二条第三項で定めているが、第一五三条は、それを超えて、イスラム教 (Muslim religion) のための特別立法について定めており、これによって、イスラム教徒は、同じ国民であるにもかかわらず、一般法でなく、イスラム法に従うことができる制度的保障を与えられたことになる。換

言すれば、憲法第一五三条は、国内法秩序の多元化を容認したのである。⁽⁷⁰⁾

この憲法の規定を受け、一九六六年にイスラム法実施法 (Administration of Muslim Law Act) が制定⁷¹されている。その主な内容は、まず、シンガポールにおけるイスラム教及びイスラム教徒に関する事項を統括するイスラム宗教委員会 (Majlis Ugama Islam) を置き⁷² (同法第二章)、イスラム教に関する司法機関としてイスラム法廷 (Syariah Court) を設置し (同法第三章)、結婚及び離婚 (同法第六章)、相続 (同法第七章) に関する規定を設けている。これによって、シンガポールのイスラム教徒が、結婚、離婚及び相続に関しては、一般法ではなく、イスラム法に従うための法体制が整備された。この結果、一夫多妻婚 (polygamy) も認められることになる。⁽⁷¹⁾ さらに、同法では、イスラム宗教委員会が、教会税 (zakat and fitrah) の徴収、モスクの管理などのほか、ハラル (Halal)⁽⁷²⁾ の証明などを行うことも認められている。

マレーシアは、連邦憲法で宗教の自由を保障しつつも (マレーシア連邦憲法第一条)、イスラム教 (Islam) を連邦の宗教とし (同憲法第三条第一項)、元首はイスラム教の指導者でなければならぬと定めている (同憲法第三四條第一項)。これに対し、シンガポール共和国憲法には、宗教に関する定めはなく、宗教のみを理由とする差別も禁止している (憲法第二二条第二項)。それにもかかわらず、第一五三条でイスラム教のみを制度的に保障しているのはなぜだろうか。

これは、憲法第一五二条第二項で定めている「マレー人の……宗教的……利益……を守り、保護し、支え、育成し、増進する」政府の責任の具体化と考えられる。したがって、第一五二条第二項に明記されているように、「土着の人々」であるというマレー人の特殊性がその理由となる。ちなみに、シンガポールにおける民族別の信仰割合をみると、中国人の場合は仏教が五四%、キリスト教が一七%、インド人の場合はヒンズー教が五五%、イスラム教が二六

%と同じ民族でも複数の宗教を信仰しているのに対し、マレー人の場合にはほぼ一〇〇%がイスラム教を信仰している。⁽⁷³⁾このようなマレー人とイスラム教の結びつきの強さに加え、イスラム教は、独立前はマレーシア連邦の国教として特別な保護を受けており、それを信仰する多くのマレー人が独立後もシンガポール国民になったという経緯がある。憲法委員会報告書は、現行の第一五二条第二項の特殊性を認識した上で、一九五八年の自治州の憲法、一九五九年の完全な自治権下の憲法、さらにマレーシア連邦下のシンガポール州憲法にも同じ条文が置かれていたこと、これを継受することに対して特段の反対意見はないことを挙げつつ、現行の条文の変更は憲法委員会への付託事項ではないとして、これを事実上容認した。⁽⁷⁴⁾

しかし、憲法第一二条と第一五二条が本質的に矛盾することは否定できない。このため、実際には、両者の衝突が生じないように政府が介入し、説得と和解によって民族間、宗派間の調和を維持するように努力している。例えば、一九六〇年代初頭に、イスラム教徒が拡声器で礼拝を呼び掛けることを認めるよう政府に求めた事件では、政府は、仏教徒からの同じような要求は拒否したことを理由に、すべての宗派が拡声器の使用をできるだけ制限するという共通のルールを作つてこの問題を調停した。また、女生徒の親がイスラムのスカーフを被らせて学校に行かせたところ追放されたため、スカーフの禁止を法廷で争おうとした事件では、政府は、イスラム宗教委員会などの力を借り、スカーフを着用するよりも教育の方が重要だという説得を行い彼らの理解を求めた。このように、政府は、権利の行使をさせないようにして、民族間、宗派間の調和を保ってきたとされる。⁽⁷⁵⁾

(b) 宗教と義務教育の関係

憲法は、宗教の自由の一環として、イスラム教に限らず、すべての宗教団体を、宗教的行事を行い、施設を建設・

維持し、その他財産を取得等できると定めて（憲法第一五条第三項）、宗教団体の自治を認めている。他方、教育に關する権利として、宗教団体が子どもの教育施設を建設・維持し、そこで宗教教育を行う権利を認めるとともに（憲法第一六条第二項）、一八歳未満の者がどの宗教教育を受けるかはその親が決定できるとしている（憲法第一六条第三項及び第四項）。

二〇〇〇年に成立した義務教育法（Compulsory Education Act）では、六歳から一四歳までのすべての子どもは国の小学校に行かなければならないと定めつつ（同法第三条）、大臣は、その例外を定めることができるとしている（同法第四条）。これを受け、イスラム教徒については例外が定められており、イスラム教徒の親は、その子どもをマドラサ（Madrasah）と呼ばれる、コーランを教え、アラビア語を使うイスラム教の宗教学校に行かせることができる。義務教育は、国民の一体性と統合を実現する上で重要であるにもかかわらず、このように重大な例外を認めているのである。⁷⁶

しかし、このマドラサについても、二〇〇九年から、その生徒に国の試験である「小学校卒業検定」を受けさせなければならぬという条件が付けられ、マレー人のイスラム教徒の生徒が定められた最低点を取れない場合には、卒業検定の基準を満たしたマドラサか、国の小学校に生徒を移さなければならぬこととしたのである。⁷⁷ここでも、イスラム教徒に対する例外扱いと義務教育の目的との調和のための政府の努力がみられる。

5 終わりに

以上、シンガポールにおける多文化主義について、同国の建国から発展に至る歴史的経緯を踏まえた上で、それが

現在のシンガポール共和国憲法においてどのような形で制度化されているかを概観してきた。

このように制度化された多文化主義に対しては、問題点も指摘されている。例えば、民族を中国人、マレー人、インド人、その他という四つのカテゴリーに単純化してカテゴライズしたことである。これは、各カテゴリーの異種（ヘテロ）を無視しており、その適用において問題を生じさせることになる。例えば、インド人という民族とタミル語を公式にリンクさせたため、インド人にカテゴライズされた者は、その母語がタミル語でなくても、強制的にタミル語を学ばせられることになる。これは、インド人をシンガポールにおいて同定した民族的マイノリティとして認識したからである⁽⁷⁸⁾。さらに、弱者保護という観点からは、例えば難民や女性、子ども、障害者などマイノリティ民族以外の保護を必要とする者について、憲法は特段のカテゴリーを認めていないという問題もある⁽⁷⁹⁾。

そもそも、シンガポールが多文化主義政策をとるに至ったのは、マレーシア連邦におけるマレー人優遇政策の否定が原点にあった。加えて、独立の時点で多民族社会であったという現実の下で各民族を特定の言語や文化に同定させるには無理があったことから、多民族、多文化、多言語、多宗教を国家のイデオロギーとし、機会の平等と能力主義を国家政策の基本とすることによって、社会の安定と経済の発展を図ってきたのである⁽⁸⁰⁾。

そういった意味では、シンガポールの多文化主義は、シンガポールという国家の生い立ち、そして建国のときから多民族であったという現実を踏まえて、民族間の調和を図り、国家として民族を統合し、経済を発展させていくための現実的な選択であったことになる。しかし同時に、多文化主義⇨多言語主義をとりつつも、二言語政策を取り入れ英語を事実上の共通語としてグローバルな経済に適応できる社会基盤を整備し、また、集団代表選挙区（GRC）制度を導入してマイノリティ民族の代表を国会に送り、多民族国家の政治的な安定を確保するなど、民族間のデリケートなバランスを保つための努力が行われてきている。

シンガポールは、建国から五〇年が経過した。しかし、北はマレー人の国マレーシア、南はマレー人が大半を占めるインドネシアに挟まれた、資源のない狭隘な国土という地政学的条件は変わらない。加えて、急速な少子化の進行による人口減、そして、それを補うための外国人労働力への依存という状況も変わらないであろう。

現行のマイノリティ保護のための制度、特に、憲法第一五二条のマイノリティ保護規定が、前記のような状況の下で、政治的安定と公の秩序の確保を目的とした、民族的マジョリティとマイノリティのバランスをとるための政治的マネジメント・アプローチであるとしても、憲法第一五二条第二項及び第一五三条の定めがマレー人の宗教的利益保護に偏っていることは否めない。しかし、それも、シンガポールの地政学的条件を考慮した政治的マネジメント・アプローチなのかもしれない。

リー・クワンユーという希代の政治的リーダーを失った今、シンガポールが今後先進国として発展を続けられるかどうかは、建国後に生まれた世代が、シンガポールの多文化主義の意義を理解し、民族間のデリケートなバランスを取り続けられるかどうかにかかっていると見えよう。

(参考三) シンガポール共和国憲法(抄)

第四章 基本的自由

(中略)

(平等な保護)

第二二条 (一) 何人も、法の前に平等であり、法の平等な保護を受ける権利を有する。

(2) この憲法で明示的に認められた場合を除き、宗教、民族、家系又は出身地のみを理由として、いかなる法律においても、

又は、公権力の下の公職又は雇用の任命についても、又は、財産の取得、所有、処分、若しくは貿易、ビジネス、職業、仕事、雇用の創設若しくは実施に関する法の適用においても、シンガポール国民に対する差別があつてはならない。

(3) 本条は、次のものを無効にせず、又は禁止しない。

(a) 身分法を規律する規定、又は、

(b) 宗教上の業務若しくは宗教を信仰する集団によつて運営される施設の業務に関連する公職若しくは雇用の、その宗教を信仰する者に限定する規定又は実践

(中略)

(宗教の自由)

第一五条 (1) 何人も、その宗教を信仰し、実践し、かつ、それを普及させる権利を有する。

(2) 何人も、自ら信じる宗教以外の宗教の目的のために、その収入の全部又は一部が特別に割り当てられる税の支払いを強制されない。

(3) すべての宗教団体は、次の権利を有する。

(a) その宗教的行事を行うこと

(b) 宗教的又は博愛的目的のために施設を建設し、維持すること、及び、

(c) 法に従い、財産を取得し、所有し、かつ、それを保持し、管理すること

(4) 本条は、公の秩序、公衆衛生又は道徳に関する一般法に反するいかなる行為も認めるものではない。

(教育に関する権利)

第一六条 (1) 第一二条の一般性を損なうことのないよう、次のことについてシンガポール国民に対する宗教、民族、家系

又は出身地のみを理由とする差別があつてはならない。

(a) 公的主体によつて運営される教育施設における管理、特に、生徒若しくは学生の入学又は授業料の支払
 (b) 教育施設における生徒又は学生の教育又は養護のための公的機関の基金からの財政的支援（公的機関によつて運営されてい

るかどうか、シンガポールの内外かどうかを問わない。）
 (2) すべての宗教団体は、子どもの教育のための施設を建設し、維持し、そこでその宗教教育を行う権利を有し、かつ、これらの施設に関する法律又はそれらの法律の執行において、宗教のみを理由とする差別があつてはならない。

(3) 何人も、その信じる宗教以外の宗教の教育を受け、その儀式に参加し、又は礼拝することを強要されない。

(4) 第三項の目的のため、18歳未満の者の宗教は、その親又は監護者によつて決定される。

(中略)

第VI章 立法院

(シンガポールの立法院)

第三八条 シンガポールの立法権は、大統領と国会によつて構成される立法院に委ねられる。

(国会)

第三九条 (1) 国会は、次の者で構成される。

(a) 立法院によつて制定された法律で定められた選挙区において総選挙で選出されることが求められる相当数の選出議員

(b) 政府を構成しない政党からの最小限の人数の代表を国会において確保するため、国会議員選挙に関する法律において

立法院が定めた非選挙区議員と呼ばれる九人を超えない数の議員

(c) 附則第四条の定めに従つて大統領によつて指名された指名議員と呼ばれる九人を超えない数の議員

- (2) 非選挙区議員又は指名議員は、次の動議については投票できない。
- (a) 憲法改正案
- (b) 歳出法案、追加的歳出法案又は最終的歳出法案
- (c) 第六八条で規定する租税財政法案
- (d) 政府の不信任案
- (e) 第二二七条による大統領の解任

附則第四条（筆者注…理解の便宜上、ここに移記した。）

（国会の指名議員の指名）

第一条（1）「二〇一〇年七月一日の法律によって削除」

(2) この憲法の規定に従い、大統領は、総選挙後の最初の国会から六月以内に、国会の特別選考委員会によって指名された者を国会の指名議員として指名するものとする。

(3) 国会の特別選考委員会は、国会議長及び国会の選出委員会で指名された七人の国会議員で構成される。

(4) 国会の指名議員に指名された者の任期は、第四六条に従い、その指名の日から二年半とする。

（中略）

第二条（1）大統領によって指名議員として指名される者の名簿を作成するに際し、特別選考委員会は、委員会の指名の候補者として考慮されるべき者の名前について国民一般から意見を求めるものとする。

（中略）

第三条 (1) 特別選考委員会は、第二項によつて委員会に提示された者の名前の中から、国会の指名議員として大統領によつて指名される九名以下の者を推薦するものとする。

(2) 推薦される者は、著しく公益に尽くした者、共和国に榮譽をもたらしした者、芸術、文学、文化、科学、ビジネス、産業、職業、地域福祉又は労働運動の分野で著名な者でなければならず、特別選考委員会は、推薦を行うに際し、自主的かつ党派を超えた観点から、推薦議員の必要性についてできる限り幅広い視点に立つて評価しなければならない。

(中略)

(集団代表選挙区)

第三九A条 (1) 立法院は、マレー人、インド人及びその他マイノリティ・コミュニティの代表を国会において確保するため、法律によつて、次に関する規定を設ける。

(a) その選挙区の選挙人の人数を勘案し、集団代表選挙区として、いずれの選挙においても三人以上六人以下の候補者のグループによつてその選挙区が構成できるように大統領によつて宣言されるいくつかの選挙区

(b) 第四条で定める資格に加え、第二項で規定する事項を含んだ集団代表選挙区の被選挙人としての資格

(2) 第一項に基づく法律は、次のことについて定めなければならない。

(a) 大統領がすべての集団代表選挙区について次のとおり指定すること

(i) すべてのグループにおける少なくとも一人の候補者がマレー人コミュニティに属する者であること、又は、

(ii) すべてのグループにおける少なくとも一人の候補者がインド人又はその他のマイノリティ・コミュニティに属する者であること

- (b) 集団代表選挙区におけるすべての選挙を目的として、次の委員会を設けること
- (i) 立候補を希望する者がマレー人コミュニティに属するかどうかを決定する委員会、及び、
- (ii) 立候補を希望する者がインド人又はその他のマイノリティ・コミュニティに属するかどうかを決定する委員会
- (c) 各グループのすべての候補者が、その選挙のために立候補した政党と同じ政党のメンバーであるか、又はグループとして立候補した無党派の候補者であること
- (d) 総選挙においてすべての集団代表選挙区で選ばれる者の最少及び最大の議員の数、及び、
- (e) (a) (i) として指定される集団代表選挙区の数
- (3) 本条に従って作成されたいかなる法律も、第一二条に反するという理由で無効にされることはなく、第七八条の下で差別的手段とみなされることもない。
- (4) 本条において、
 - 「選挙」とは、国会議員を選ぶための選挙をいう。
 - 「グループ」とは、すべての集団代表選挙区において、三人以上六人以下の候補者が選挙のために指名された集団をいう。
 - 「マレー人コミュニティに属する者」とは、マレー民族かどうかにかかわらず、マレー人コミュニティのメンバーだと自ら認識し、かつ、マレー人コミュニティによってそのメンバーとして一般的に受け入れられている者をいう。
 - 「インド人又はその他のマイノリティ・コミュニティに属する者」とは、インド出身の者で、インド人コミュニティのメンバーだと自ら認識し、かつ、インド人コミュニティによってそのメンバーとして一般的に受け入れられている者、又は、マレー人若しくはインド人コミュニティ以外のマイノリティ・コミュニティに属する者をいう。

(中略)

(国会議員の資格)

第四四条 (1) 国会議員は、この憲法の規定に従って選ばれ、若しくは指名される資格を有し、かつ、シンガポールにおいて効力を有する法律の定めに従って選ばれ、又は附則第四条に従って指名された者でなければならぬ。

(2) 次に該当する者は、国会議員として選ばれ又は指名される資格を有する。

(a) シンガポール国民であること

(b) 指名の日に二二歳以上であること

(c) 有効な選挙人名簿にその名前が登録されていること

(d) 選挙のための指名の日にシンガポールに居住しており、その日の前に通算して一〇年以上シンガポールに居住していたこと

(e) 国会での活動を十分に行える程度に、英語、マレー語、中国語及びタミル語のうち少なくとも一つの言葉を話し、盲目その他の身体上の理由によりで不可能でない限りは、読み及び書けること

(中略)

(国会における言語の使用)

第五三条 立法府が別に定めるまでは、国会におけるすべての討論と審議は、マレー語、英語、中国語又はタミル語で行われなければならない。

(中略)

第七章 マイノリティの権利のための大統領諮問委員会

(この章における解釈)

第六八条 文脈上他に解釈すべきでなければ、この章の解釈は、次による。(抄)

「反対報告」とは、委員会の意見として、法案又は下位立法の特定の条項が差別的手段となることを述べた委員会の報告をいう。

「差別的手段」とは、ある民族的又は宗教的コミュニティの人々に対し不利益となり、又は、それが実際に適用されることによって不利益となりそうなあらゆる手段であつて、かつ、他の同じようなコミュニティの人々と平等に不利益になるのではないことをいい、それらのコミュニティの人々に損害を与えることによる直接的なものであるか、又は、他のコミュニティの人々に利益を与えることによる間接的なものであるかを問わない。

「租税財政法案」とは、次の事項の全部又は一部のみからなる法案をいう。

- (a) 税金の課税、廃止、減免、修正又は調整
- (b) 負債の支払その他の財政目的のための国債整理基金その他の公的基金による負担引受又はそれらの負担引受の変更若しくは廃止
- (c) 政府、公的主体又は法人に対する金銭の譲与、それらの変更又は撤回
- (d) 公的資金勘定における支払、受入、保管、投資、貸出又は監査
- (e) 公債の募集若しくは保証又はその返済、又はそれらの公債のための減債基金の設立、変更、管理若しくは廃止
- (f) 前記の事項に付随する事項

(マイノリティの権利のための大統領諮問委員会の設置)

第六九条 (1) マイノリティの権利のための大統領諮問委員会は、次の者によって構成されるものとする。

- (a) 任期三年で任命された委員長

(b) 二〇人以下の委員

(1A) 一〇人までの委員は、終身の常任委員にすることができる。

(1B) 終身でない場合には、委員の任期は三年とする。

(2) 委員長及び委員は、大統領がその判断に基づき、内閣の助言に同意する場合に、大統領によって指名される。

(3) 第一B項によって指名された委員長及び委員は、再任されることができる。

(中略)

(委員の資格)

第七一条 委員として指名されるためには、次の要件を満たさなければならない。

(a) シンガポール国民であること

(b) 三五歳以上であること

(c) シンガポールに居住していること、及び、

(d) 第七二条の欠格事由に該当しないこと

(中略)

(委員会の一般的任務)

第七六条 (1) 委員会の一般的任務は、シンガポールの民族的、宗教的コミュニティの人々に影響を及ぼす事項として国会又

は政府によって委員会に付託されたものについて議論し、報告をすることである。

(2) 国会による委員会への付託は議長によってなされ、また、政府による委員会への付託は大臣によってなされる。

(法案及び下位立法に関する委員会の任務)

第七七条 法案又は下位立法が差別的手段であると委員会が考える場合に、その法案又は下位立法に対する注意を喚起するのは、委員会の特別な任務である。

(法案の写しの委員会への送付及びその修正)

第七八条 (1) 本条が適用される法案の最終読会が開かれ、国会を通過したら直ちに、かつ、同意を得るために大統領に提示される前に、議長は、法案の正式な写しを委員会に送付しなければならない。

(2) 委員会は、法案を議論し、法案が委員会に送付されてから三〇日以内に、委員会の意見として、その法案に差別的手段となる条項が含まれているか否か、含まれている場合には、施行されるとの条項が差別的手段となるかを記した報告を議長にしなければならない。

(3) 委員会から反対報告を受けた後、それに関する法案が国会によって修正されたときは、議長は、修正された法案を委員会に送付するものとする。

(4) 委員長の申し入れを受け、議長は、適切と判断する場合には、法案の長さ若しくは複雑さ又は委員会によって議論される事項の数その他の理由を勘案し、第二項で定める三〇日の期間を適当と認める期間に延長することができる。

(5) 議長は、第二項に従って委員会から議長に出された報告を遅滞なく国会に報告するものとする。第二項で定める期間又は第四項に基づいて延長された期間内に議長がその法案に関する報告を受けなかった場合には、それが施行されたとしてもその法案のいかなる条項も差別的手段ではないというのが委員会の意見であると確定的にみなされる。

(6) 本条が適用される法案は、次のことを記した議長の署名のある証明が添付されていなければ、同意のために大統領に提示されることはない。

(a) 委員会の意見において、それが施行されてもその法案のいかなる条項も差別的手段ではないこと

- (b) 前記の期間又は延長された期間内に委員会から報告がなされなかったため、実施されてもその法案のいかなる条項も差別的手段ではないというのが委員会の意見であるとみなされたこと、又は、
- (c) 施行されるとその法案の特定の条項が差別的手段になるにもかかわらず、国会議員の総数の三分の二以上の多数で同意のために大統領に提示する動議が可決されたこと
- (7) 本条は、次の法案には適用されない。
- (a) 租税財政法案
- (b) シンガポールの国防若しくは安全又はシンガポールにおける公共の安全、平和若しくは公序に関するものであることが首相によって証明された法案、又は、
- (c) その執行が遅れると公共の利益にならない著しい緊急性があることが首相によって証明された法案
- (中略)
- (緊急の証明がされて施行された法案に関する委員会の任務)
- 第七九条 (1) 第七八条第七項により首相によって緊急性が証明された法案に大統領が同意した場合には、議長は、その法案の正式な写しをできる限り速やかに委員会に送付しなければならない。
- (2) 委員会は、直ちに法案を議論し、その法案が委員会に送付されてから三〇日以内に、委員会の意見として、法案に差別的手段となる条項が含まれているか否か、もし含まれる場合にはどの条項が差別的手段となるかを記した報告を議長にしなければならない。
- (3) 議長は、その報告をできるだけ速やかに国会に報告するものとする。
- (下位立法に関する委員会の任務)

第八〇条 (1) すべての下位立法の正式な写しは、その公布から一四日以内に担当大臣から委員会に送付されるものとする。

(2) 委員会は、直ちに下位立法を議論し、その送付から三〇日以内に、委員会の意見として、それが差別的手段かどうか、含まれる場合にはその下位立法のどの条項が差別的手段となるかを記した報告を議長及び担当大臣にしなければならない。

(3) 議長は、委員会の報告を受けた後の次の会期に、下位立法に関する委員会のすべての報告を国会に報告しなければならない。

(4) 第三項に従い下位立法に関する反対報告が国会に提出された場合には、六月以内に次の措置がとられなければならない。担当大臣はその条項を廃止し、その旨を官報に掲載しなければならない。

(a) その条項が担当大臣によって廃止又は修正される。又は、

(b) 国会がその条項を確認する決議を可決する。

(5) 第二項で定める期間内に下位立法に関する委員会の報告を受けなかった場合には、その下位立法のいかなる条項も差別的手段ではないというのが委員会の意見であると確定的にみなされる。

(中略)

(委員長職務)

第八二条 (1) 委員会は、委員長の招集によって開催されるものとする。

(2) 委員長は、出席している場合には、委員会のすべての会議の議長を務めるものとする。

(3) 委員長が空席か又は何らかの理由で出席できないときのため、委員会は、委員長の職を行う委員を選任するものとする。

(定足数及び投票)

第八三条 (1) 委員会は、委員長又は司会を行う委員を含めた八人の委員の定足数の出席がなければ開催できない。

(2) 委員会での議決は、出席し、投票した委員の過半数で決する。

(中略)

(委員会の議事録の非公開)

第八四条 委員会の議事は非公開とし、委員会はこの章の規定に基づき議論している法案又は立法に関して反対者の意見を聴き又は証人を尋問する権限はない。

(委員会報告)

第八五条 この章の規定によって委員会の意見を報告する場合には、委員会は、次のことについて述べなければならない。

(a) その報告が全員一致かどうか、又は賛成若しくは反対の数、及び、

(b) 反対報告の場合には、委員会がその結論に達した理由

(中略)

(大臣の陪席)

第八七条 大臣又は国会の事務局長は、首相の特別の許可を得て、委員と同じように、委員会の議事に立ち会い、参加することができ。ただし、委員会で投票する権利はない。

(委員会の手続に関する規則制定権)

第八八条 この憲法の規定に従い、諮問委員会は、手続の規制及び管理、任務の迅速な遂行に関する規則を制定することができる。ただし、大統領によって承認されるまでは、これらの規則は効力を生じない。

(年次報告)

第八九条 (1) 委員会は、毎年一回、直近一二月間の委員会の業務の報告書を編集し、大統領に提出しなければならない。

(2) 大統領は、その報告書をできる限り速やかに国会に報告しなければならない。

(給与及び手当)

第九〇条 (1) 委員長及びその他の委員には、大統領が決定した給与と手当が支払われる。

(2) 第一項によって支払われる給与及び手当は、国会が定めた資金から支出される。

(職員の任用)

第九一条 委員会は、この章における委員会の任務を果たすために必要な委員会の書記その他の職員を任用する権限を有する。

(一般的規則制定権)

第九二条 大統領は、委員会と国会の間及び委員会と下位立法の権限を有する当局との間の任務遂行のための規則を制定することができる。

第 X 章 国籍

(シンガポール国民の地位)

第一二〇条 (1) シンガポール国民としての地位がある。

(2) シンガポール国民の地位は、以下の場合に取得できる。

(a) 出生

(b) 家系

(c) 登録又はこの憲法施行前の国民名簿登載

(d) 帰化

(出生による国籍)

第二二二条 (1) 一九六三年九月一六日より後にシンガポールで生れたすべての者は、本条によって、出生によるシンガポール国民となる。

(2) 出生のとき次に該当する者は、第一項によるシンガポール国民ではない。

(a) シンガポール国民ではない父が、大統領に宛てた信任状によって全権公使として認証され、外交官免責特権を有しているとき

(b) 父が敵国の外国人であり、かつ、敵の占領下で出生したとき

(c) 父母がともにシンガポール国民でないとき

(3) 第二項(c)にかかわらず、政府は、法を適用するときの状況を総合的に勘案し、それが公正で正義にかなうと判断したときは、シンガポールで生まれた子に対して国籍を与えることができる。

(家系による国籍)

第二二二条 (1) 一九六三年九月一六日より後にシンガポール以外で生れた者は、出生のとき次のいずれかに該当する場合には、第二項及び第三項の規定に従い、家系によるシンガポール国民となる。

(a) 二〇〇四年の法律によって改正されたシンガポール共和国憲法第七節の施行前に生まれた場合に、その父が出生又は登録によるシンガポール国民である場合

(b) 二〇〇四年の法律によって改正されたシンガポール共和国憲法第七節の施行以降に生まれた場合に、その父又は母が出生、登録又は家系によるシンガポール国民である場合

(2) シンガポール以外で生れた者は、次のいずれにも該当しない限り、第一項で定める家系によるシンガポール国民にはならない。

(a) その出生が、所定の手続きによつて、国籍簿又はシンガポールの在外公館に、出生後一年以内又は政府が認めた期間内に登録されたこと、及び、

(b) 次の場合に應じ、その国で生れたことを理由として、出生国の国籍を取得しないこと
(中略)

(3) 第二項の規定にかかわらず、シンガポール以外で生れた子であつて、父又は母がその子の出生のとき家系によるシンガポール国民である者は、家系による国民である親が合法的に次の期間シンガポールに居住していたのでなければ、第一項で定める家系によるシンガポール国民ではない。

(a) その子の出生以前に継続し又は通算して五年以上

(b) その子の出生の直前五年間のうち継続し又は通算して二年以上

(4) 血統によるシンガポール国民となつた未成年の子は、二二歳に達してから一二か月以内に附則第二条に示されている方法によつて権利放棄及び献身と忠誠の誓いを行い、政府が求める場合には外国の市民権又は国籍を離脱するのたけければ、二二歳に達したときにシンガポール国民でなくなる。

(登録による国籍)

第一二三条 (1) シンガポールに居住している二二歳以上の者は、所定の手続で申請し、次の要件を満たすと政府が認めれば、この憲法の規定に従い、シンガポール国民として登録される。

(a) 品行方正であること

- (b) 申請直前の二二か月間シンガポールに居住していたこと
 - (c) 申請直前の二二年の間に通算して一〇年以上シンガポールに居住していたこと。ただし、申請者が次のいずれかに該当するときは、政府は、本文の適用を免除できる。
 - (i) 申請者が申請の直前六年の間に通算して五年以上シンガポールに居住していた場合
 - (ii) そのような申請者に国籍を与えるのがふさわしいと政府が考える特別な場合
 - (d) シンガポールに永住するつもりであること、かつ、
 - (e) マレー語、英語、中国語及びタミル語のいずれか一つについて基礎的な知識を有すること。ただし、申請者が四五歳以上か又は耳が聞こえず若しくは口がきけないときは、政府は、その適用を免除できる。
 - (2) シンガポール国民と結婚した女性は、所定の手続で申請し、次の要件を満たすと政府が認めれば、この憲法の規定に従い、シンガポール国民として登録される。
 - (a) 申請の日の直前の二年以上継続してシンガポールに居住していたこと
 - (b) シンガポールに永住するつもりであること、かつ、
 - (c) 品行方正であること
- (登録の効果)
- 第二二五条 第二二六条に従い、第二二三条又は第二二四条によってシンガポール国民として登録された者は、登録の日からシンガポール国民となる。
- (登記に関する一般規定)
- 第二二六条 (一) 何人も、附則第二条に示されている方式によって権利放棄及び献身と忠誠の誓いを行うまでは、第二二三条

によってシンガポール国民として登録されない。

(中略)

(帰化による国籍)

第二二七条 (1) シンガポール国民でない二二歳以上の者の申請に対し、次の要件を満たすと判断すれば、政府は、第四項に従い、帰化の許可を与えることができる。

(a) その者がシンガポールに所定の期間居住しており、かつ、許可が与えられたときは永住するつもりであること

(b) その者が品行方正であること、かつ、

(c) その者が国語について適切な知識を有していること

(2) 帰化の許可に必要なシンガポールでの居住期間は、申請日の直前二二年間のうち通算して一〇年間以上であり、かつ、その中に申請日直前の二二か月を含むものでなければならない。

(3) 帰化の許可が与えられた者は、許可が与えられた日から帰化によるシンガポール国民となる。

(4) その者が附則第二条に示されている方式によって権利放棄及び献身と忠誠の誓いを行うまでは、帰化の許可は与えられない。

(国籍の放棄)

第二二八条 (1) 二二歳以上で健全な精神のシンガポール国民であつて、他の国の国民になろうとする者は、政府に登録された宣言によってシンガポールの国籍を放棄し、その登録によってシンガポール国民であることを止めることができる。

(2) 政府は、次の場合には、本条による宣言の登録を保留できる。

(a) 宣言が、シンガポールが参加している戦争の間に行われた場合

- (b) 宣言が、徴兵法の対象となった者によって行われた場合。ただし、次の場合は除く。
 - (i) その者が徴兵法第一二節による満期の兵役を果たしたとき／
 - (ii) 満期の兵役に代えて徴兵法第一三節による少なくとも三年間の国家サービスを行ったとき、又は、
 - (iii) 政府が定めたその他の条件を満たしたとき
 - (3) 本条は、二一歳以上の者に適用されると同様に、二一歳未満で既婚の女性にも適用される。
- (国籍のはく奪)
- 第二一九条 (1) 登録又は帰化によるシンガポール国民は、本条に従い政府から出された命令によって国籍をはく奪されたときは、シンガポール国民でなくなる。
- (2) 政府は、登録又は帰化の許可が次に該当する場合には、命令によって、国民から国籍をはく奪できる。
 - (a) 詐欺、虚偽の表示又は重要な事実の隠匿によって取得された場合、又は、
 - (b) 誤って登録され、又は許可された場合
 - (3) 政府は、次の場合には、命令によって、国籍をはく奪できる。
 - (a) 帰化によるシンガポール国民が、次に該当する場合
 - (i) シンガポールに対する不忠実又は不信を行動又は言論によって表明した場合
 - (ii) シンガポールが参加した戦争の間に、非合法に敵と取引若しくは連絡し、又はその戦争で敵を援助することになるやり方でビジネスを行い、若しくは加担した場合
 - (b) 登録又は帰化によるシンガポール国民が、次に該当する場合
 - (i) 他の国で一年以上の懲役又は五千ドル若しくはこれに相当する額以上の罰金の有罪判決を受け、その罪について恩赦

を受けなかった場合

(ii) 登録又は帰化を受けた後に、シンガポールの安全、公共の秩序の維持、重要な公共サービスの維持その他公共の安全、平和又は秩序を害する犯罪的活動に参加した場合

(4) 政府は、帰化による国民であつて、政府の許可なく、外国、その政治的組織若しくはそれら外国の代理人の職、官職又は雇用であつて、それらに対する忠誠の誓いが求められるものの義務を受け入れ、奉仕し、実行した者の国籍を、命令によつて、はく奪できる。

この憲法の施行前に行われたことを理由としては、そのときにシンガポール国民だったとしても、本条によつてシンガポールの国籍ははく奪されない。

(5) 政府は、命令によつて、帰化によるシンガポール国民であつて、継続して五年間通常は外国で居住しており、その間、次のいずれにも該当しない者の国籍をはく奪できる。

(a) シンガポール政府の業務又は政府が加盟している国際機関の業務に従事していた、又は、

(b) 国籍を保持する意向を毎年領事館に登録していた。

(6) 政府は、命令によつて、第一二三条第二項の登録によるシンガポール国民であつて、配偶者の死亡以外の理由で、婚姻の日から二年以内に登録の理由となつた婚姻を解消した女性の国籍をはく奪できる。

(7) 何人も、その者がシンガポール国民であり続けることが公共の利益のためにならないと政府が判断しない限り、本条又は憲法第一三〇条によつて国籍をはく奪されない。また、国籍のはく奪によつてその者がいずれの国の国民にもならないと政府が判断した場合には、何人も、本条第二項 (b)、第三項 (a) (b) (i)、第四項、第五項又は第一三〇条によつて国籍をはく奪されない。

- (中略)
- (外国の国籍取得による国籍のはく奪)
- 第二三四条 (1) 政府は、次の場合には、命令によって、シンガポール国民からその国籍をはく奪できる。
- (a) その者が、一九六〇年四月六日より後の一八歳以降に、登録、帰化その他の任意かつ公式な手続(結婚を除く。)によって、シンガポール以外の国の国籍を取得し、又は一八歳になる前に外国の国籍を取得して18歳以降も保持している場合、又は、
- (b) 第二二三条第二項の登録によってシンガポール国民となった女性が、シンガポール国民以外の者と結婚してシンガポール以外の国の国籍を取得した場合
- (2) 政府が本条に基づきシンガポールの国籍をはく奪する命令を出した場合には、その者は、その命令の日からシンガポール国民の資格を失う。
- (外国国民としての権利行使による国籍のはく奪)
- 第二三五条 (1) 政府は、次の場合には、命令によって、シンガポール国民からその国籍をはく奪できる。
- (a) その者が、一八歳に達して以降、一九六〇年四月六日より後に、自らの意思に基づきシンガポール以外の国の法律によって、その国の国民だけに排他的に認められる権利(パスポートの使用に関する権利以外のもの。)を主張し及び行使した場合
- (b) その者が、一八歳に達して以降、一九六〇年四月六日より後に、シンガポール以外の国の当局にパスポートの発行又は再発行を申し込み、又は、そのような当局が発行したパスポートを旅行に使用した場合、又は、
- (c) その者が一八歳以上であり、かつ、一八歳に達する前後を問わず、継続して一〇年以上(一九八六年一月二日より前の

シンガポール以外での居住期間を含む。) 日常的にシンガポール以外に居住している場合であって、次のいずれかに該当する
場合

(i) その間又はその後も、シンガポール当局が発行した身分証明書又は旅行書類によってシンガポールに入国したことがない。

(ii) その間、政府又はシンガポールが加盟している国際機関又は大統領が官報で公示したその他の機関で勤務したことがない。

(2) シンガポール以外での政治上の投票権の行使は、第一項(a)の適用に関しては、その土地の法律の下での自発的な権利の主張及び行使とみなされる。

(3) 政府が本条に基づきシンガポールの国民からその国籍をなく奪する命令を出した場合には、その者は、その命令の日からシンガポール国民の資格を失う。

(中略)

第Ⅳ章 一般的規定

(マイノリティ及びマレー人の特別な地位)

第五二条 (1) シンガポールにおける民族的、宗教的マイノリティの利益に配慮するのは、常に政府の責任である。

(2) 政府は、シンガポールの土着の人々であるマレー人の特別な地位を認めるような方法でその任務を果たすものとし、したがって、彼らの政治的、教育的、宗教的、経済的、社会的及び文化的利益並びにマレー語を守り、保護し、支え、育成し、増進するのは、政府の責任である。

(イスラム教)

第一五三条 立法府は、法律で、イスラム教の宗教的行事を規律する規定及びイスラム教に関する事項の大統領諮問委員会を設置する規定を設けるものとする。

(公用語及び国語)

第一五三A条 (1) マレー語、中国語、タミル語及び英語は、シンガポールにおける四つの公用語である。

(2) 国語は、マレー語とし、ローマ字で書かれる。

- (a) 何人も、他の言語を使い、教え又は学ぶことを禁止され、又は妨げられない。また、
- (b) 本条で書かれたことは、政府がシンガポールにおける他のコミュニティの言語の使用及び学習を保護し、維持する権利を書さない。

※本研究は、科学研究費助成事業（課題番号 26380084）の助成を受けている。

注

- (1) 江口隆裕「フランスにおける移民政策の展開―マグレブとの関係を中心に―」(二)～(五)「神奈川法学第四六巻第二・三合併号」(二〇一四年)、第四七巻第一号(二〇一四年)、第四七巻第二号(二〇一五年)、第四八巻第一号(二〇一六年)、第四八巻第二・三合併号(二〇一六年)。
- (2) 「フニプトラ」という言葉は、マレー人振興公社 (Majlis Amanah Rakyat: MARA) を設立する法案の審議を行った一九六五年の国会で用いられたのが最初とされている。
- (3) Thio Li-ann, *A Treatise on Singapore Constitutional Law*, Academy Publishing, 2012, p. 213.
- (4) Biveer Singh, *Politics and Governance in Singapore : An Introduction*, 2nd Edition, McGraw Hill, 2012, pp. 113-114.
- (5) IMF, *World Economic Outlook Data: October 2015*.

- (6) Singapore Government *Population in brief 2015*. <http://population.sg/population-in-brief/files/population-in-brief-2015.pdf>.
- (7) のパスとは、技術者などの中級レベルの技能労働者に与えられる二年間の労働許可証で、この許可証を得るためには、月二二〇〇シンガポールドル（以下、特に断わらない限り、ドルとはシンガポールドルを表す。）以上の固定収入があり、かつ、それに関係する資格と仕事の経験があることが必要になる。
- (8) 内閣府『平成二八年版 少子化社会対策白書』三〇頁。同書によると、アジアの中で日本よりも合計特殊出生率が低い国は、シンガポールのほか、台湾（二・一七）、香港（二・二四）、韓国（二・二二）などとなっている。
- (9) Singapore Government *op.cit.*, p.17.
- (10) ヨーシマンとは、ヨーロッパ人 (European) とアジア人 (Asian) の混血を意味するが、ヨーロッパ人とらって、シンガポール支配の年代に応じて、ポルトガル人、スペイン人、ドイツ人、イギリス人などがある。 https://en.wikipedia.org/wiki/Eurasians_in_Singapore (2016. 04. 27 アクセス)
- (11) 以下、特に断らな限り、 https://en.wikipedia.org/wiki/History_of_Singapore (2016. 07. 20 アクセス) 及び岩崎育夫『物語シンガポールの歴史』（中公新書、二〇一三年）による。
- (12) トーマス・スタンフォード・ラッフルズ（一七八一—一八二六）。一四歳でイギリス東インド会社の事務員となり、一八一七年から一八二二年までスマトラ島のイギリス植民地ベクターレンの総督をつとめた。この間、一八一九年にシンガポール島を発見したことが知られる。マレー語に堪能で、一八一七年には *The History of Java* という本も出版している。 https://en.wikipedia.org/wiki/Stamford_Raffles#Establishment (2016. 11. 22 アクセス)
- (13) 海峡植民地では、マレー半島に分散して位置するマラッカ (Malacca)、ティンティン (Dinding)、ペナン (Penang) 及びシンガポールの四つのイギリスの植民地をいう。一八二六年にイギリスの東インド会社によって支配が始まった。 https://en.wikipedia.org/wiki/Straits_Settlements (2016. 08. 26 アクセス)
- (14) このようにして処刑された者の人数は、はつきりしない。林博史『シンガポール華僑粛清—日本軍はシンガポールで何をしたのか』（高文研、二〇〇七年）一五五—一七〇頁では、日本側の資料では五、〇〇〇人から二万五、〇〇〇人、シンガポール側の資料では約五、〇〇〇人から約五万人とされ、萩原直之『ラーマンとマハティール—プシプラの挑戦』（岩波書店、一九九六）四八頁では、シンガポールだけで少なくとも二万人に及んだとされている。また、 https://en.wikipedia.org/wiki/History_of_Singapore (2016. 07. 20 アクセス) では、マラヤ及びシンガポールで二万五千人から五万人とされている。
- (15) Eunice Thio, "The Syonan Years, 1942-1945," edited by Ernest C. T. Chew and Edwin Lee, *A History of Singapore*, Oxford

- University Press, 1991, pp. 98-102. 及び萩原・前掲注(14)五〇―五一頁。
- (16) Eunice Tho, *op.cit.*, p. 101.
- (17) <https://en.wikipedia.org/wiki/Malaysia#History> (2016. 11. 30 アクセス)
- (18) デヴィッド・マーシャル(一九〇八―一九九五)。シンガポールの政治家で法律家。ロンドン大学卒業後、イギリス軍に志願兵として参加し、日本軍の捕虜となった。戦後、労働戦線を率い部分的自治政府の首相となる。 [https://en.wikipedia.org/wiki/David_Marshall_\(Singaporean_politician\)](https://en.wikipedia.org/wiki/David_Marshall_(Singaporean_politician)) (2016. 11. 30 アクセス)
- (19) リム・リユー・ホック(一九一四―一九八四)。中国系の政治家。事務職員として働いた後労働運動に参加し、進歩党を経て、マーシャルとともに労働戦線を結成した。 https://en.wikipedia.org/wiki/Lim_Yew_Hock (2016. 11. 30 アクセス)
- (20) リー・クワンユー(一九三二―二〇一五)。ケンブリッジ大学卒業後弁護士となり、一九五四年に他の二人と共に人民行動党を設立した。一九五九年に首相となって三〇年以上シンガポールを統治し続け、建国の父と呼ばれる。首相退任後も、上級相(Senior Minister)(一九九〇―二〇〇四)、内閣顧問(二〇〇四―二〇一七)を歴任した。この間、シンガポールを発展途上国から先進国に引き上げたが、同時に、独裁主義的で反対意見を認めなかったという批判もある。 https://en.wikipedia.org/wiki/Lee_Kuan_Yew#Controversies (2016. 07. 20 アクセス)
- (21) トウンク・アブドゥル・ラーマン(一九〇三―一九九〇)。マレーシアの政治家で、独立以前の一九五五年からマラヤ連邦の首相(Prime Minister)の地位にあり、一九五七年の独立後も一九七〇年まで首相を務めた。マレーシアの建国の父と呼ばれる。 https://en.wikipedia.org/wiki/Tunku_Abdul_Rahman (2016. 08. 30 アクセス)
- (22) Yeo Kim Wan and Albert Lau, "From Colonialism to Independence, 1945-1965" edited by Ernest C. T. Chew and Edwin Lee, *A History of Singapore*, Oxford University Press, 1991, p. 142.
- (23) https://en.wikipedia.org/wiki/Constitution_of_Malaysia (2016. 07. 23 アクセス)
- (24) Yeo Kim Wan and Albert Lau, *op.cit.*, pp. 145-147.
- (25) *Ibid.*, p. 149.
- (26) 特に注記しない限り、本節の内容は <https://en.wikipedia.org/wiki/Bumiputera> (Malaysia) (2016. 11. 07 アクセス) によるが、小野沢純「ブミプトラ政策―多民族国家マレーシアの開発ジレンマ」マレーシア研究第一号(二〇一二年)二―三六頁も参考にした。
- (27) 国籍や教育、民主主義、マレー人の優位性といったマラヤにおける異民族間のセンシティブな問題を協議するため、独立前の一九四九年にイギリス主導で設置された委員会であり、各民族の主要な政治家によって構成された。 <https://en.wikipedia.org/wiki/>

- Communities Liaison Committee (2016. 11. 08 アクセス)
- (28) マレーシア連邦は立憲君主制であり、Yang di-Pertuan Agong と呼ばれる元首 (Supreme Head of the Federation) を置いている。元首は、統治者 (Ruler) 会議で互選され、その任期は五年とされている (マレーシア連邦憲法第 32 条)。同憲法第 153 条も、条文中は Yang di-Pertuan Agong と表記されているが、理解の便宜のため、本稿では元首と訳した。
- (29) マレーシア連邦憲法第 153 条の注記に於て。
- (30) 第四〇条は、内閣又は大臣の助言に従って必要な助言を行うという Yang di-Pertuan Agong の役割について定めた条文である。
- (31) 第 X 編は、公共サービス (public services) に関する編であり、司法及び法律サービス委員会 (Judicial and Legal Service Commission)、公共サービス委員会 (Public Services Commission)、警察委員会 (Police Force Commission) 及び教育サービス委員会 (Education Service Commission) の四つの委員会について定められている。
- (32) 萩原・前掲注 (14) 一〇五—一三頁。
- (33) アブドゥル・ラザク・フセイン (一九二二—一九七六)。マレーシアの政治家。イギリスで弁護士資格を取得して帰国した後、統一マレー人国民組織 (UMNO) に加入。五月二三日事件の後で設けられた国家運営評議会 (National Operations Council) の議長となした後、一九七〇年から七六年まで首相を務めた。https://en.wikipedia.org/wiki/Abdul_Razak_Hussein (2017. 01. 07 アクセス)
- (34) https://en.wikipedia.org/wiki/13_May_Incident (2016. 11. 15 アクセス)
- (35) https://en.wikipedia.org/wiki/Malaysian_New_Economic_Policy (2017. 01. 06 アクセス)
- (36) マレーシアの人口は、二〇一六年現在、三、一七〇万人で、マレーシア国民の民族別構成割合は、ブミプトラ六八・六%、中国系二三四%、インド系七%、その他一%となっている。民族別構成割合が公表されている最も古い年である一九八〇年時点の人口は、一、三九〇万人で、民族別構成割合はブミプトラ五七%、中国系三二%、インド系九%、その他二%となっており、これ以降人口が急速に増加し、同時にブミプトラの割合も増加していることが分かる。Department of Statistics Malaysia. Official portal. https://www.dosm.gov.my/v1/index.php (2017. 01. 07 アクセス)
- (37) National Economic Advisory Council. *New Economic Model for Malaysia*. 2009, pp. 89, 135. ブミプトラ政策の効果と問題点について、小野沢純「マレーシア・ブミプトラ政策の行方」世界経済評論六八二号 (二〇一六) 六七—七四頁参照。
- (38) シンガポール国立大学 (NUS) 法学部准教授。専門は、憲法・行政法、比較国家論、移民等。
- (39) Jaclyn Ling-Chien Neo. "The protection of minorities and the Constitution — A judicious balance?". *Evolution of a Revolution Forty years of the Singapore Constitution*. Routledge-Cavendish, 2009, pp. 237–238.

- (40) シンガポール国立大学 (NUS) 政治学部准教授。専門は政治学、東南アジア政治等。
- (41) Biveer Singh, *op. cit.*, p. 114.
- (42) Constitutional Commission, *Report of the Constitutional Commission 1966*.
- (43) https://en.wikipedia.org/wiki/Constitution_of_Singapore (2017. 01. 13アクセス)。邦語の文献として、野畑健太郎『シンガポール憲法』(一斗舎'11016年) 468頁。
- (44) Constitutional Commission, *op. cit.*, p. 11.
- (45) 江口隆裕「移民問題と国家のアイデンティティ」週刊社会保障 No. 2914 (二〇一七年) 三十一—三三頁参照。
- (46) Jaelyn L Neo, *op. cit.*, pp. 241–242.
- (47) Constitutional Commission, *op. cit.*, p. 6.
- (48) Jaelyn L Neo, *op. cit.*, pp. 246–247.
- (49) *Ibid.*, p. 250.
- (50) Parliamentary Elections Act (Original Enactment: Ordinance 26 of 1954).
- (51) Thio Liann, *op. cit.*, pp. 329–330.
- (52) *Ibid.*, p. 334.
- (53) *Ibid.*, p. 331.
- (54) *Ibid.*, p. 332.
- (55) Biveer Singh, *op. cit.*, p. 33.
- (56) *Ibid.*, pp. 34–35.
- (57) Kevin Y. L. Tan, *An Introduction to Singapore's constitution*, Third Edition, Talsman, 2014, pp. 87–91.
- (58) Thio Liann, *op. cit.*, p. 361.
- (59) *Ibid.*, p. 364.
- (60) Constitutional Commission, *op. cit.*, pp. 13–17.
- (61) Thio Liann, *op. cit.*, pp. 363–364.
- (62) *Ibid.*, p. 362.
- (63) 筆者の質問に対するネオ准教授の回答。